

第六十四回 参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第三号

昭和四十五年十二月十六日(水曜日) 午前十時三十五分開会

出席者は左のとおり。 委員長 井川 伊平君 理事 高橋文五郎君 柳田桃太郎君 林 虎雄君 多田 省吾君

委員

大竹平八郎君 後藤 義隆君 中山 太郎君 平島 敏夫君 渡辺一太郎君 戸田 菊雄君 松本 賢一君 安永 英雄君 横川 正市君 中尾 辰義君 向井 長年君 岩間 正男君

衆議院議員

修正案提出者 堀 昌雄君

国務大臣

自治 大臣 秋田 大助君

政府委員

警察庁刑事局長 高松 敬治君 自治省行政局長 宮澤 弘君 自治省行政局長 中村 啓一君 事務局長

説明員

常任委員会専門員 鈴木 武君 法務省民事局第二課長 田代 有嗣君 法務省刑事局青少年課長 木村 榮作君

本日の会議に付した案件 ○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○参考人の出席要求に関する件

○委員長(井川伊平君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を開会いたします。公職選挙法の一部を改正する法律案及び地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案を一括議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。秋田自治大臣。

○国務大臣(秋田大助君) ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案についてはその提案の理由と内容の概略を御説明申し上げます。政党その他の政治団体の政治活動につきましては、選挙の期間中におきましても、選挙の秩序を害しない限り、なるべく自由に行なわれることが望ましいことは申し上げるまでもありません。しかしながら、最近の選挙では、政治活動の形による選挙運動がますます活発かつ大規模に行なわれる傾向が見られ、このままでは、文書回函等選挙運動の方法手段について一定のルールを定めている公職選挙法のため、政府といたしましては、

政治活動のうち特に選挙の秩序に及ぼす影響が著しいものについて、公職選挙法に所要の改正を行なうため、この法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の内容について、御説明申し上げます。第一に、選挙についての報道評論を掲載してある確認団体の届け出機関紙誌で引き続き発行されている期間が六カ月に満たないものは、選挙の期間中は政談演説会の会場でしか頒布できないことといたしました。第二に、政党その他の政治団体のシンボル・マークを表示したポスター等の掲示またはビラの頒布は、政治活動用のポスター、ビラ等を含むことといたしました。第三に、確認団体が選挙運動期間中に頒布することができる政治活動用のビラは、国会議員の選挙については三種類、その他の選挙については二種類をこえることができないうことといたしました。第四に、都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙の際の政党その他の政治団体の政治活動について、国会議員選挙の際に準じる制度を設けることといたしました。この場合、当該選挙において確認団体となるためには、三人以上の所属候補者を有しなればならないことといたしております。

第五に、これは政治活動に関する事項ではありませんが、次の二点について投票に関する制度の整備を行なうことといたしました。その一は、地方公共団体の議会の議員の選挙において、条例の定めるところにより、記号式投票を採用することができること、その二は、選挙当日にその属する投票区の区域外で職務または業務に従事すべき選挙人は、不在者投票を行なうことができることとし、

あわせて不在者投票の手續の簡素化をはかることとしたこととあります。最後に、この法律は、公布の日から一カ月を経過した日から施行することといたしております。以上がこの法律案の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。御承知のように、都道府県及び市区町村を通じて、全国大多数の地方公共団体におきましては、議会の議員または長の任期が明年三月、四月または五月中に満了することとなるのでありまして、現行法によりますと、その任期満了前三十日以内これらの地方選挙が集中して行なわれることになるのであります。

政府といたしましては、前例にもかんがみ、これらの選挙の円滑な執行と執行経費の節減を期するとともに、国民の地方選挙に対する関心を高める意味において、これらの選挙の期日を統一して行なうことが適当であると考え、この法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の概要について、御説明申し上げます。第一に、期日を統一する選挙の範囲につきましては、一、明年三月から五月までの間に任期が満了することが予定されている地方公共団体の議会の議員または長について、その任期満了による選挙を三月以降に行なう場合、二、これらの議会の議員または長について、任期満了による選挙以外の選挙を行なうべき事由が発生し、三月から五月の間に選挙を行なうこととなる場合並びに三、明年三月から五月までの期間に任期が満了すること

が予定されていない地方公共団体の議会の議員または長について、選挙を行なうべき事由が發生し、三月から五月の間にその選挙を行なうこととなる場合について、これらの選挙の期日を統一することとしたしております。

第二に、選挙の期日につきましては、四月中に任期が満了するものが最も集中していること、年度末の地方議会の会期、選挙運動期間等の諸事情を考慮して、都道府県並びに指定都市及び特別区の選挙についてはこれをまとめまして四月十一日とし、指定都市以外の市及び町村の選挙についてはこれをまとめまして四月二十五日とし、いずれの期日も、選挙人の便宜、投票所施設の確保の必要性等を配慮して日曜日といたしております。

第三に、この法律の規定により統一した期日に行なわれる各選挙は、同時選挙の手続によって行なうものとして選挙管理事務の簡素化をはかるとともに、都道府県の選挙の候補者となつた者は関係地域において行なわれる市町村の選挙の候補者となることができなからしめて重複立候補による弊害を除くこととしたしました。また、任期満了による選挙について、後援団体に関する寄付等の禁止期間を各選挙の期日前九十日から選挙の期日までの期間とすることとしたしました。

そのほか、この法律の規定による選挙を行なう場合における議員の定数の基礎となる人口については、選挙の期日前相当早い時期に確定させることができるよう、都道府県、指定都市及び特別区の議会の議員の場合については、昭和四十五年十二月一日現在において官報で公示されている国勢調査人口によることとし、指定都市以外の市及び町村の議会の議員の場合については、昭和四十六年二月一日現在において官報で公示されている国勢調査人口によることができることとするが、選挙期日の告示日前までに昭和四十五年国勢調査人口の公表が間に合う場合にはこの人口を用いることもできる道を残すこととしたしました。なお、この場合、最近指定統計調査を行なった地域についてはその人口を用いることとしたしました。ま

た、都道府県の議会の議員の選挙に立候補するため昭和四十六年三月三十日に退職する市町村の議会の議員の在職期間について特例を設け、年金の計算その他の処遇に不利がないようにいたしております。

以上が地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(井川伊平君) この際、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員堀君から説明を聴取いたします。堀衆議院議員。

○衆議院議員(堀昌雄君) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案に対する衆議院修正部分につきまして御説明申し上げます。

修正点は、本法律案の附則第二項後段を削除いたしましたことであり、すなわち、地方公共団体の議会の議員の算定の基礎となる人口については、国勢調査の結果のみによることとし、他の指定統計調査の結果は用いないこととしたものであります。

なお、本修正は、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の五派共同により提案され、全会一致をもって修正議決いたしましたことを申し添えます。

以上であります。

○委員長(井川伊平君) これより質疑に入りま

す。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○横川正市君 まず最初に、今回行なわれております国勢調査の結果についてであります。新聞の報道では、ほぼ確定された内容が報道されているように思われますが、この国勢調査の結果が正確に確定する時期というのは大体いつごろが予定されておりますか。

○政府委員(中村啓一君) この十月一日に行なわれまして国勢調査の確定の時期についてお尋ねがございました。この点につきましては私どももたいへん来年の統一選挙を控えて議会議員定数の算定ということにかかりまゝで、従来非常に関心をもちまして、統計当局と連携をとってきておたところでございます。で、ことしの調査は十年に一回の重い調査に当たりますので、その他のいろんな事情がございまして、現在統計局の見込みといたしましては、最終的に全都道府県の確定人口が出そろふのは五月に入ってからであるということに承知をいたしておるところでございます。

○横川正市君 そうすると、実際には、この国勢調査の、正確に人口が決定されなければ、新しいの定数をきめるということとは考えられない。そこでこの特例、選挙期日に関する法律からいいますと、参議院の選挙だけはこれは間に合いますけれども、その他の選挙には確定された人口は間に合わない、こういうふうな明確に確認してよろしゅうございませうか。

○政府委員(中村啓一君) ただいまの点は、仰せのように、四年に一回の統一選挙と、五年に一回の国調ということで、二十年に一回こういう事態が出てまいるわけでございまして、横川先生の御指摘のありましたように、市町村につきまして、新国調が四月の半ば以前に一部出ますその部分につきましては、新国調を用いてもよろしいという道を開かしていただいておりますが、一般の都道府県、あるいは新国調の間に合わない市町村につきましては、従来の確定しております国調人口によつて議員定数並びに選挙区配当をできるようにさせていただきますということ、今回この法律案を提案をいたしておるところでございます。

○横川正市君 それから、第七次の審議会の発足はすでに新聞では何人入選はほぼ決定を見たような報道をされておりますが、いつ新たに発足をさせるのか、段取りになっておりますか。

○国務大臣(秋田大助君) 大体入選は終わり、特別委員の御推薦も各党から明日了了するというようなことになっておるようでございます。大體総理の御都合等を伺つておりますが、二十四日には第七次選挙制度審議会の第一回会合、発足ができるのではなからうかと存じております。

○横川正市君 七次の審議会の発足に伴って、実は私も前から主張いたしておりましたが、一つは任期の問題ですが、これは従前のとおりいくわけですか。その途中で任期期間の改正だけでも行なうのですか。

○國務大臣(秋田大助君) この点につきましては従来いろいろ御議論がございます。私の私見も申し述べた記憶がございます。ただいまのところ、これが法律をあらためて改正の提案をしようとは考えておりません。皆さまの御意見を伺い、コンセンサスを求めまして、その段階で適当な処置を善処したいと思っております。

○横川正市君 いままでの審議会の審議の速度といえますか、それから審議内容のきわめて複雑で困難な状況、それから求められるものがきわめて正確で、国民の意思を十分反映させなさいけないというそういう重要な、そういう点から勘案してみますと、一年は短か過ぎて審議を尽くすことはできないというのが、一般の審議会委員の私には意向であったように思うわけですが、自治省としては、実際に担当しておいて一年の任期で一体どうなのか、お考えになっているか、実は私はさきの審議会に初めて参加していろいろ論議をいたしました。論議の結果、最近の、たとえば定数は数の問題、これなんかは結果から見ればせつかくの一年の審議会の審議がその志とは全く違つた結果が現実にも生まれてきておいて、取り扱いは非常に困難だというような状態にあるわけですが、それからもう一つは、たとえば全国の取り扱いは比例代表制をどうするかという問題もほぼ全会一致とまではいかないが、ほぼ多数で定められておりまして、そのこと自体はまだ十分審議に至らなかつたということで六次の審議会が終わり、こういう結果になっているわけですが、そうすると、言い足りないとかなんとかということよりか決定そのものにも問題がある、あるいはしなげればいけないものにも実は委員会としてその使命を果たすことができない、こういうことになるわけ

で、私どもは最低二年は必要なんではないかとい

うふうに考えますが、この点は、自治省ではどういうふうにお考えか、それが絶対の要望だとすれば、これに対してどういう対策をとられるのか、手続をとられるかお聞きをいたしたいと思

○國務大臣(秋田大助君) その点に關します自治省の一定の所見というものはまだきめてございません。しかし、先ほども申し上げましたとおり、この点につきましては両説ございまして、一年でも依然としていいのではなからうかという説もございまして、しかし、先ほども申し上げましたが、私この際私見を申し上げますことはなほだ恐縮に存じますが、私は横川先生がた

○横川正市君 手続上もし二年にするとすればどういう処置をとりますか、事務局が。○政府委員(中村啓一君) 現在審議会につきましては、選挙制度審議会設置法という単独法によつて律せられておるところでございます。その法律に任期が一年とございまして、当該部分の手直しをお願いをいたさなければいけないというふうに存じております。

○横川正市君 これはあなたのほうが発議をするわけですか、それとも各党で議員で手直しをする手続をとるのか、私は皆さんのほうから積極的に出されるのが至当じゃないかと思

○國務大臣(秋田大助君) この点につきましては、さらに関係方面の御意見も伺ひまして善処いたしたいと思っております。

○横川正市君 公職選挙法の一部改正の法律案に

ついて今度改正された部分の趣旨についてお聞きをいたしたいと思うのですが、まず第一点は、公職選挙法を改正するという手だてからいいますと、ずいぶん長い論議の過程というものがあ

○國務大臣(秋田大助君) この点につきましては、先ほども申し上げましたとおり、一年でも依然としていいのではなからうかという説もございまして、しかし、先ほども申し上げましたが、私この際私見を申し上げますことはなほだ恐縮に存じますが、私は横川先生がた

○横川正市君 手続上もし二年にするとすればどういう処置をとりますか、事務局が。○政府委員(中村啓一君) 現在審議会につきましては、選挙制度審議会設置法という単独法によつて律せられておるところでございます。その法律に任期が一年とございまして、当該部分の手直しをお願いをいたさなければいけないというふうに存じております。

○横川正市君 これはあなたのほうが発議をするわけですか、それとも各党で議員で手直しをする手続をとるのか、私は皆さんのほうから積極的に出されるのが至当じゃないかと思

○國務大臣(秋田大助君) この点につきましては、さらに関係方面の御意見も伺ひまして善処いたしたいと思っております。

る。法律的に言えば、これは政党活動であるとか、あるいは確認団体の車であるとか政策活動であるとかということになってはいるが、現実にはこれは選挙運動と全く同種のものがあ

○國務大臣(秋田大助君) 今度の改正案は、政党の政治活動、この自由になつてから反するような趣旨でできていないことは当然のこと

○國務大臣(秋田大助君) 今度の改正案は、政党の政治活動、この自由になつてから反するような趣旨でできていないことは当然のこと

○國務大臣(秋田大助君) 今度の改正案は、政党の政治活動、この自由になつてから反するような趣旨でできていないことは当然のこと

ではないかという御趣旨かと存じますが、この経験は容易に他に波及されることが予想される。また、その後に行なわれまして各地の市長選挙等におきましても、その傾向が見られるという状況でございます。そこで行き過ぎの文書函画等の点につきまして、この行き過ぎと思われる点を関係者の同意を求めつつ是正に踏み切ったものでございませう。

しこうして、それならばもっと各方面にわたる諸点にわたって検討をすべきではなかつたかという御趣旨でございますが、この点につきましては、車の点その他いろいろと検討をいたしましたのでございますが、なかなか実際上むずかしい点がございます。かつ自由という原則の点を考えますと、特にむずかしい点があるというようなところから、皆さんの大体の御意見のまとまった点に限って改正案を出したというわけでございまして、車等詳細につきましては、事務局から説明を補足させていただきます。

○横川正市君 例として申し上げたのは、前回も私のほうから指摘をいたしておりますので、再度の説明をいたさないで、その基本だけを明らかにしていただきたいと思うのですが、今度の改正案を見るまでもなしに、世間の中にはこういう意見があるのです。これは自治大臣もおそらくお読みになつていらっしゃると思ひますし、よく聞いていただろうと思うのですが、まず一つは、政党次元の立場に立つて選挙法をひんぱんにいじり過ぎるのではないか。これは選挙の前になると多数を持つていないものも有利な立場とかあるいは現職の議員の有利な立場とかいろいろの立場を、これを中心とした手直しをひんぱんに行なわれる、こういうそしりがあるわけなのです。で、私はいま大臣の言われるように、京都の問題だけが一つの理由ではなくて、その後行なわれた各種の選挙にもその傾向が出ています、こういうことでありますけれども、この改正手直しが、前段申し上げたようなそしりをやはり再び受けているという事実は、これは否定することはできないじゃないかと思うの

です。そういう点からすれば、前回も私は申し上げたのですが、一体この選挙制度審議会の答申の取り扱いとそれから答申を得ないで改正する場合の取り扱いとは、一体これはどうお考えになつておられるのかという点について、もう少し明確にする必要があるのではないだろうか。で、私は、実は選挙制度審議会をたいへん申しわけないのですが、私はどうもあまり信用しなかつたところがあるのです。それは何かと申すと、選挙制度審議会そのものが一生懸命やった結果であつても、その結果が取り上げられないケースが多過ぎるという点があつて、今度はそれが逆に選挙制度審議会の委員の意欲を阻害している、この悪循環をどこかで断たないとこれは非常に何と申しますか、形式的な一つの手續を踏むということになつてしまふやうな事です。これを明確にするためには私はやはり選挙制度審議会の答申を尊重して法律改正、これは根本的な不動なものをつくり上げていくことの努力が実は担当の大臣、自治省に必要なんじゃないか、こういうふうな思ひをうけなすのです。そういう一般の世論の中で、自治省としては、一体今回の場合、審議会の意見を聞かないでこういう改正をしたことについての言ひわけでなしに、本音ですな、私ひとつ聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) この改正は文書函画等の頒布の量を中心といたしまして、それが行き過ぎの点に限られていくわけでございます。しこうして、この範囲のものは政党の政治活動、選挙の原の、ことに政治活動の自由の大原則に反するものではなくて、その行き過ぎの是正であつて、この原則の正常な適用の一態様と考えましたので、いろいろ御意見等も聞きまして慎重に考慮した結果、このものならばあえてまた選挙制度審議会にお問い合せをしなくても政府の責任においてやつて至当であろうという判断に立ちまして、あえて選挙制度審議会に諮問することなく改正案を提案し、御審議をお願い申し上げておる次第でございます。

でも多くの方々が選挙の自由化のことで発言を、ほぼ自由化の傾向では審議会の委員の意見はまずこれは一致しているように私どもは看取をいたしております。ですから審議会の意見が大体自由化の方向に一致しておるのに、その方向とはや逆行といわれておりますが、そうではないに、選挙と逆行といわれれば選挙の本質というのは、選挙運動制限法とか取り締まり法とか国民の選挙参加に對して制限法といわれていくわけですが、そういうものではないという明確な一つの理由といふものがあるはずなわけですが、ことにこのことについていち早く取り締まり当局が反対の意見を出しました。私は、ビラとか何とかの形式的なものでなつていくというものは、これは選挙のイメージを明るくしようとする努力には明らかに逆行すると思つておるのです。そこでこの法律が施行されることによつて一体取り締まり当局はどうか受け取つておるかという点を考慮されたかどうか。新聞で私ども拝見するところによれば、相当これは困るといふ意見が強かつたように思ふんですが、その点は自治省としてはどう判断をされたのでございませうか。

○国務大臣(秋田大助君) その点は、この内容に對する判断、考え方のいかによることでございますが、私どもは機関紙誌、ビラ等行き過ぎを是正したのでありまして、自由化は自由化でございます。と申すけれども、これ以上いたすらに出す必要はないんじゃないか、実際問題として非常にそれでは選挙をするものとして全体の秩序を乱すやうな感じもするし、という点に行き過ぎをとめようというわけでございます。事実私どもはこの規定の内容につきましてもその範囲にとどまつておると確信をいたしております。したがつて、この点につきましては、その基本の觀念に基づき取り締まり当局ともちろん内部で御相談をいたし、大体御賛同を得ておるといふ心証のもとに出したわけでございます。

○横川正市君 これは見解がだいぶんすれ違つて

いるようですが、実は私ほしもこういふようなことが行なわれればあわせて公営化の方向が強化されて、そして政党の正当な活動というものをこれを政党自体にまかしておかないで、国がある程度その費用を出して公営化を強化するということが出てくれば、ある意味では一つの方策になるのではないかと、こう思ひます。一例を言いますと、たとえば自由民主党の皆さんが地方首長選挙のときには、中央と直結しなければ地方自治体の皆さんは損をしますよという宣伝を、これはもう百人が百人いたしますね、選挙のときに、これは政党のいわゆる政策活動の一つの私は利益誘導みたいなものだと思うのですが、これをやらぬ人は一人もおらんやうな事です。これは皆さんもおそらくやつておられると思ひますが、一体この中央直結がそれほど言われるほどのものかどうかというところは、一体その政党次元の判断か、それとも公正な選挙をする場合の判断かという問題になりますよ。私ほそれに対して反対の意見も十分に伝える必要があるが、これは公営の中で、お互いに言わたものを、これがもう正しいものなんですというやつを自治省として配布をする。たとえば選挙公報は経歴だけにどまつておられますけれども、政策の一面も当然載せて、そして政党間で行き過ぎのないような方策をとらせる。こういうことが行なわれればある一つの問題が出てくると思つておる。と申すけれども、いまの選挙はもうデマ宣伝の渦です。たとえば社会党が何か出しますと、国会の中で過半数を占めておらないものがそんなこと言つたつて何ができるかと攻撃が加えられ、それからまた、私どものほうから、政策はこうで、これは間違いだという攻撃が加えられる。そういう中で妥当を欠くものについては公正な判断を私ほやはりしてもらうやうな、そういう機関があれれば——これは新聞が実は果たしておると思つておるけれども、そういう機関があれば一応の方策にはなると思つておるのです。

それからもう一つは、たとえば選挙を見ますと、テレビの宣伝それから週刊誌の宣伝、新聞の

宣伝、これなんかをとってみますと、一候補者は三回なら三回に限定されて、公営化がされておりますから、それに限定されておる。ところが政党活動はおそらく自由民主党さんでチャンネルを利用して、電波料がどれくらい払われたかというところ、相当な金額を払って回数が乱発されておられますね。ところが、金のないほうはこれはやれない。そうすると、同じことをPRするにしてもそこに大きな差が出てくる。その差を金のかからない方法で埋め合わせようというのがこれがビラのたくさん出てくる理由になるわけですね。それならばテレビの利用も政党としては何回とかあるいは金額で制限をするとか、こういう方法がとれば私は一つの次元、公正な次元というものが生まれてくると思うわけです。ところが、そっちのほうは野放しにしておいてかかってに宣伝をさせる。そうすると対抗するものがないからガリ版の印刷物が出てくるということになるので、この点の取り扱いが一体どうなのか。まあいわば片一方である程度の制限が設けられれば片一方はそれを補えるだけのものを考え出して初めて公正な選挙というものが行なわれるのではないか、こういうふうには思いますが、片一方のほうが少しおろそかじゃいかんと思うのですが、この点はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(秋田大助) お説は確かに考らうべき点であらうと思えます。その点につきましては、御検討を関係方面にも従来お願いしておいたと思えますが、さらに検討を深める必要がございます。でございますが、これまた所要の結論を得たいと思えますが、とにかくその点はさらに検討を要する問題と思っております。

○横川正市君 一つは、いまの問題でもう一つ明確にさせていただきたいのですが、行き過ぎという形のものが出た場合の、これは選挙の管理のためと、それから文書図画の違法な文書としての取り締まり、これの点については一体どういう関連を持ってお考えでしょうか。私は、文書がかりに三種というふうにきめられまして、枚数は制限されておらないですね、これなんかもどう

考えたのか。ちょっと、枚数の制限を取り払ってあるならば種類を制限するのはどうも片手落ちのような気がしますが、枚数が制限されているならば、これは種類で制限する必要があります。どうもその相関関係がわからないのですが、私の本音から言えば、形式犯でなわつきを出さない、これを考えたかどうかとという問題なんですが、これは自由化の精神と非常に関係が私はあると思うんですが、この点はどうでしょうか。まあ違法だから、なわつきになってもしかたがないという考え方でしようか。その点をどうお考えでしょうか。

○政府委員(中村啓一君) 横川先生のお説のように、選挙につきましてはイメージが大事だと、なわつきがねらいではないという御所論につきましては、私も事務当局としても全く同様に考えておるところでございます。

今回提案しております内容は、先ほど先生からも御注意がございましたが、取り締まりの当局ともいろいろ相談をいたしました。とにかく機関紙等あるいはビラ等の頒布が、あれよあれよという間にエスカレートして、たいへんな物量作戦になったのが現状であって、やはりここにはかえって選挙の自由な公正の担保ができないような事態になったというところから、各党の御相談によって今回お願いしたような形でございます。

特に具体的に御指摘のありましたビラの点につきましては取り扱ってございますが、お話にもございまして、どうしたらいいだろうか、やはり一番問題は、あまり大量の物量作戦になってはかえって情報のはらんにもなっている。何かが有効な方法はないかということで、その道の御専門の政治家の方々の御体験等に基づいて、かなり時間をかけて論議をいたしました。しかし、現時点で枚数を限るということは、技術的にもあるいはその確認という意味にも難点がございますので、いわゆるビラの本来の性格から考えて、政策の周知徹底にあるとすれば、一定の種類に限ってはどうか、同じ内容のものがそんなに何回も何回も、毎日毎日配られるということに

もなるまいというふうな発想の経緯をたどりまして、今回のような結論でお願いをいたしてはいかかというところになった次第でございます。

○横川正市君 そうすると、これは一体頒布すべきビラか、頒布できないビラかという判断ですね。たとえばある一つのデマが——あるいは私も今度の選挙で非常に遺憾だと思ふのは、スキャンダルで相手側に不利益を与えるためのがき戦術とか文書だとかが出ますね。これは大体やり方を見てみますと、地方の場合には東京の郵便局の消し印で、差し出し人は一識者だとかあるいは何とかという全くわからない人の名前、しかも大量に出されるものがあります。そのようなものを打ち消すために印刷物が各戸に配布された。これは一体選挙のときのビラの取り締まりの範疇かどうかという、この判断はどうですか。

○政府委員(中村啓一君) ビラの回数を、いわゆる種類にいたしまして三種あるいは二種類というふうにきめられるに至りました間には、いま横川先生からお話のありましたようないろいろな問題も議論に供されました。で、むしろいろいろなスキャンダルその他で非常に活用される、という語弊があるかもしれませんが、よく用いられるのは、むしろビラにつきましては候補者の名前を書くことができませんので、やはりビラは政策周知用のもので本来あるべきであるし、実際もそうならざるを得ない。で、個人の名前をあげてその中傷というふうな点になりますと、主として機関紙活動に名をかりての問題ではないかというふうなことになると思います。

で、機関紙の発行の態様につきまして、それをめぐっていろいろな議論をされたわけでございますが、結局のところ、機関紙につきましては、選挙まじわりの急造機関紙、これがいわゆる通常の頒布の態様がないということ、エスカレートしてきているのが実情であるから、したがって、りっぱな政党がお出しになっております機関紙、これは何ら手を加える必要はあるまい。で、いままで

の、りっぱな政党の機関紙の御活動によって選挙の公正確保ということは十分に考えられるんじゃないか。そういうふうなこともあって、ビラにつきまして種類の制限ということに落ちついた次第でございます。

○横川正市君 これは判例を待ってなわつきが無罪になったり有罪になったりするような余地を選挙法の中にたくさん残しておくことは、私は明るい選挙をやるためには反すると思うわけですが、そういうことから関連して聞いているわけですが、たとえば、この間聞きましたように、一地方紙がたとえ二万部——二万部でも二十万部でもいいですが、それが固定読者である。ところが、一時期に限って数十万部これを増刷する。その増刷の内容を見ますと、ある議員が橋をかけたとか、学校を建てたとか、線路をつくったとか、あるいは農業のあれに努力したとか、もう記事よいか写真のほうでつかいやつを載せて、そしてこれがもう各戸にくまなく配られる。それに総理大臣まで出てきたりするわけですから、そうすると、一体これはどうなのか。こういう対抗処置のないものがかりに出てきますね、これは一体どうですか。前回も聞きましたが、大臣からは、どうもそれは違法じゃないかという意見がありましたけれども、しかし、実際上は取り締まって、出版社とか何か罪に問われたという例は、まずないわけです。そういうふうなものはどうふうにお考えですか。

○政府委員(中村啓一君) 横川先生のお話のよう、選挙になりますと、急に選挙目当りの政治団体がいわゆる機関紙活動に名をかりまして、実質的には政治活動というよりは選挙運動を側面的に、しかも非常に高いウエイトでやるということがかなり行なわれておるのは御指摘のとおりでございます。それにつきましてお話にもございましたが、平常は固定的な、固定部数、固定読者があったことでありまして、選挙の際にそれが非常にたくさん量になるというようなこともまた事実のようでございます。結局、それら

の点につきまして法律が予想をしておりますのは、通常の頒布、通常の方法による頒布を予定しておるわけでございますが、その通常の方法というものが従来のままの立法でございますと、これがそれだという明確なスタンダードがきめかねておるうちに、いつも選挙戦がたけなわになって、エスカレートしてとどめがなくなるといふのが実情のごさいます。そこで今回いよいよ急造機関紙につきまして手当てをすることにしまして、通常の方法というものが、したがって逆に明らかになってくる、それによって機関紙活動というものについての節度が確保されるのではないかと、いふふうに取り締まり当局とも相談をいたしまして、今回お願いをいたしておるわけでございます。

○横川正市君 法律はそういうかっこうなんだが、個々の問題としては、いつか例を出しました、これは想定する、されるものではないに、現実に行なわれておるということなわけです。ですから私の言いたいのは、法律では出される種類というものがきめられて、枚数は制限をしないともきめられておる。ところが、その法にきめられておる以外のものではないか、その法にきめられておるもの以外のものでいふ言ったようなものがぼんぼん今後出てくる。これは一体どうするんですか。取り締まるんですか、取り締まらないんですか。取り締まるんです。いゆるその一方だけ自由便法でやられて、一方は法律で拘束されておるものがやられないという不公平さというものは、この際です。明らかにおかしい。ある新聞の号外というのが出ます。新聞は日常固定数で配布されていますが、号外というものはこれはまた随時発行されているので、通念上からいいますと枚数の制限はありませんし、内容は個人の宣伝にわたらなければこれは別に問題はない。こういうことになりませんが、そのビラが出た場合はどうするか。それからいふ言ったように、地方紙が通常十万か十五万のものが一べんに何十万も印刷して頒布する、そういうようなものは一体どうな

か、この点のひとつ取り扱いについて明確にしたい。だきたい。

○政府委員(中村啓一君) 第一点のいゆるいかがわしい機関紙が選挙目当てに大量に頒布されるという事態の点につきましては、横川先生の御指摘のように、いままでは法のたてまえはそうございませんでしようが、どうも歯とどめがはつきりしないというままだに見のがされる傾向があったというところは、取り締まり当局も事実として反省をしておるようございませんでしよう。そこで今回提案をしておりますように、選挙目当ての機関紙というもののについて、頒布の態様を明確にいたしますことによつてこれからのいゆる機関紙活動について無軌道なものの制限、あるいは無軌道なやり方の規制ということについて、取り締まり当局としては、一つの確固たる方針が立て得ることになるといふふうにお話しておるわけでございます。

それから二番目のお話のビラの点でございますが、私どもは当然ビラは政策活動に終始をすべきだということでありませんでしよう。中には必ずしも政策というよりは特定の人の中傷なり誹謗なりということに墮する場合も、もとより現実としてはないわけではないと存じます。今回の改正によりまして、ビラの種類が限定をされるということになりますと、おのずからそのワクの中で処理をされなさいやいけませんので、私どもとしては、これは実際の政治を知らない者というおしかりを受けるかもしれませんが、本来のビラのあり方というものを立ち戻つてこれが活用されることを期待いたしたいというふうにお話しておるわけでございます。

○横川正市君 結局、その問題は少しもそのことによつては解決をしない。やっぱりしり抜けたところはそのままだしり抜けておいて、そして取り締まられるほうだけ厳格に取り締まれる。結果的には不公平が選挙の中に非常にたくさん出てくる。こういう結果になりそうに思ふんです。が、それで大臣どうでしょう。たとえば民放のチャンネルを利用しての政党活動ですが、これは非常に影響力が大きいし、それから言つてみれば

非常に格差がつく、情報化時代にそういう結果が予想されるわけですが、これを公営にしてそして政党としてやる場合の政治活動の回数は何回と、こういうふうにきめたらどうかというふうに思いますが、この点はどうか。そのやる意思がありますか。

○国務大臣(秋田大助君) その点は、先ほども申し上げましたとおり、そういうものを含めて、これにいまおっしゃった点は検討を要する問題と思ひます。大いに研究を積極的に行なつてみたいと思ひます。

○横川正市君 それから前の野田自治大臣のときから問題になっておったんですが、たとえば今度の法律で定められるような三種のビラがありませんで、政策ビラですね。これは戸口をあけて読んでくださいと言ふのは戸別訪問か、それともそれでは一体自由なのか。いゆる三種を枚数を制限しないときめられた法律と、それを手渡す、いゆる配布はできないが頒布はできるというふうな法律用語になつておるわけですが、その頒布の場合、今日はと言つて相手側に手渡すことと一体戸別訪問との関係をどういふふうに区別をされておりますか。その点をお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(中村啓一君) ただいま横川先生の御指摘のありました点は、私が選挙部長になる前からたいへん御論議があつて、その点は速記録等でとくとお教えをいただいたところでありますが、それにつきましては、横川先生のお話もありません、自治省といたしましては、取り締まり当局とも相談をして、一定のスタンダードをきめております。それによりまして、まず各戸の郵便受けに頒布する、あるいは街頭で通行人に手渡す、新聞にビラを折り込んで頒布する、あるいは選挙事務所にビラを置いて、来客に自由に持ち去らせる、これらはいゆる政治活動というビラの典型的な頒布のしかたであるというふうにお話いたします。で、問題の戸別訪問との関係で問題になりますのは、各戸に訪問をして、居住者に面接を求め頒布をす、これは戸別訪問のおそれがきわめて濃く、し

たがって、避けていただかなければ困る、ということと関係方面に御連絡をいたして、それにのつとつて措置をいたしておるところでございます。

○横川正市君 これは、玄関の戸をあけて入れるのと郵便箱に入れるのとだけ違うかという問題ですね。(「相当違うよ」と呼ぶ者あり)

〔委員長退席、理事高橋文五郎君着席〕
相当違うという判断もあるかもしれぬけれども、この点は私たちは、ビラを三種にきめて、しかもそれが皆さんの選挙の了承を得て、そして出されることになりましたものを、これをもし頒布するのには庭先に投げられるような、そういうことではまあ取り締まりの対象にすべからぬかという考え方というのはいかにもおかしいと思ふので、当然そうではないに、だめというやつを配つた場合、これは戸をあけたら戸別訪問の疑いがかかつてもしかたがない。しかし、明確にきめられた合法だとされたビラを、戸をあけて配つたらそれが戸別訪問だという判断は、非常に無理な判断だと私は思ふので、こんな簡単なことになつていふふうな考え方をいふのはおかしいので、これはひとつ私はいふ言われたようなものに、郵便箱とまず同じような意味で戸をあけて入れた分について、ここらまでは戸別訪問ではないという判断をつけてもらう必要があるのではないかと、そう思ひます。これはもう一回ひとつ検討していただきたい。

○中尾展義君 関連。一つだけ。ビラ活動は何でしよう、戸別訪問というのとは、とびらをあけてビラを配んでくださいと手渡すだけで、何ら候補者の依頼のことをしなかつた。それであればその程度のことはいいんじやないですか、どうでしょう。

○政府委員(中村啓一君) ビラの頒布をめぐるまはしては従来から特に横川先生がたいへん御熱心に御主張をなさつておるところでございますが、私どもは関係者ととくとその点は相談をいたしました。結局、各戸を訪問して居住者に面接を求め頒布することになりますと、それはやはり単に

たがって、避けていただかなければ困る、ということと関係方面に御連絡をいたして、それにのつとつて措置をいたしておるところでございます。

ビラを渡すという目的以上に選挙運動としての効果を持つというふうには言わざるを得ない。したがって、ビラの各戸頒布、これは認められても、それにつきましては面接を求めるといふ態様は御遠慮を願わなければいけないという結論で関係省庁と意思統一をされているところでございます。

○向井長年君 関連。そういう問題について戸別訪問を禁止して、この立法精神というか立法趣旨は那邊にあるかということですよ。問題は、私たちが解釈するならば、いわゆる金品の授受がそういう公の場所ではなくて個々の場所であるものが行なわれ得る要素があるというところからこれはやっぱり禁止しておると思えます。そうすれば、その政策ポスターとかあるいはビラを渡すとか、そういう問題について戸別訪問の問題について、そういうふうな解釈されるということは私は非常におかしいと思う。だから私が聞きたいことは、戸別訪問のいわゆる禁止しておる立法精神は何かということをお聞きしたい。だから、たとえば私の言うようなそういう理由であるとするならば、法定費用の中において運動員が戸別に行っても、中に入らずに奥さんに出てもらって、そして私のほうはこれを推薦している、これを公認しているからよろしく頼みます、こういう政策を持っておられますというところは、公正な選挙運動ではないか、こういう点を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(中村啓一君) 向井先生のお話にございますように、戸別訪問の禁止が立法化されましたのはたしか大正十二年の普選のときからでございます。この立法理由の多くは、向井先生の御所論のとおりだと存じます。しかし、現在のいわゆる戸別訪問、百三十八条に規定をしております構成要件からまいりますと、必ずしも金品の授受というところが要件に入っておりません。要するに、戸別に回って選挙運動をすることを禁止しておるという現在の法制でございます。そういう法制のもとにおける解釈論でございます。そういう精神にさかのぼって根本的に検討し直さなければ

いけないという御所論につきましては、それはよくと拝聴をいたしまして、なお関係の方々とも十分御相談をしなければいけないと思えます。実は、選挙制度審議会でも、戸別訪問というものについてこれを禁止しておる実益が現在の社会情勢であるかないかという点については、非常に議論のあるところでもございますので、それらの点も考えあわせ、向井先生の御指摘も十分拝聴をして、なお十分研究をさせていただきたいと思っております。

○横川正市君 私、何回か選挙制度で質問をいたしました。それでそのときの見解をだいたい左右にゆれるわけですが、このゆれるのをもう一回確認しておきたいのですが、いまの選挙部長の意見とは一時違ひ解釈をしたことがあるわけなんです。それは金品の授受ですね、実質犯に当たる、そのこと自体が戸別訪問を禁止しているものであつて、それで金品授受を、いわば取り締まる側からすれば、戸別に訪問をして運動をするということについてまで取り締まるの対象としておかなければ金品授受したという現実の問題をつかむわけにはいけません。そこで戸別訪問というものを厳格に取り締まる。こういうふうな、玄関に入つて「こんにちは」と言つてやったことが取り締まるの対象か、それとも結果的に金品の授受をされたことが取締まりの対象か、この幅が私はあるんじゃないかと思つたのですが、この見解がはっきりいたしておりますと、「こんにちは」と言つてビラを渡せば、ビラは合法ビラですから、これは別に形式犯として厳重注意ぐらいなものになるわけですね、現行でいけば、ところが、それよりも踏み込んで現金を渡すとかたばこを置くとかいうことになれば、これは実質犯として犯罪に犯れてくる。この点の解釈はもう少し明確にしておかないと、簡単なビラ配りで逮捕者を出して選挙そのものにおおそれを抱くような結果になるのであつて、これをひとつもつと明確にしてもらいたいと思つて、これをひよ。もう玄関に一步入つたら戸別訪問として三カ月とか公民権の何ぼとかいうことになるのかどう

かという問題ですね。それからもう一つは、合法ビラですね。違法ビラならば文書頒布の問題と関連して戸別訪問が成立するわけですね。合法ビラですらこれは明らかにもう一つ罪というものは解釈としては軽くなる。こういうふうな理解をするのが私は正しいんじゃないかと思つたのです。ことに、ヨーロッパへ行きますと、ベテランの大竹さん御案内のように、みんな戸別訪問して、あなたは何政党を支持しますか、だれを支持しますかとやっておるのですよ。それでもなおかつ、英国なんかの場合は、労働党絶対勝利といつても保守党が勝つてみたりするわけで、この点は、GNP第三位の日本の国で、民主国家をもつて看板にしているのですから、選挙立法を取り締り一方の考え方で考えないで、もう少し選挙の自由潤達、明朗なもので考えろという方向に私はいくべきだと、だからいま言ったように、合法ビラを持つていくわけですから、違法ビラを持つていくのには、玄関問題だけでも、合法ビラを持つていくのには、玄関をあけたら戸別訪問ですという解釈は、いかにも私は当たらないんじゃないかと思つた。こういうふうな思ひますので、これは取り締り当局との話し合ひで、形式犯ではなわつきを出さない、これは根本として考えていただく。これはもう審議会の精神ですから、このことはひとつくみ取つていただいて、そういう解釈を統一していただくようにお願いいたします。これはぜひやっていたら

時間過ぎてしまつたけれども、最後に、一体自治省としては、このことに関してどれだけの予算を今度とるわけですか、四十六年度予算に。いわば、選挙からは選挙管理委員会としていろいろ要望が出ていますね、人員の問題とか、それから機構その他の問題が出ております。これも審議会では一致した意見である。それから、これはうらはらの問題としては、警察に依存するところから選挙自体が公正な選挙をやるためにやらなければならぬ分野と、これは明確にあるわけですよ。だから、なるだけ私は取り締り当局がそう神経を

やらなくても、選挙が十分リードしていきけるように、たとえば選挙費用なんかは、この間も自治大臣はそのほうが望ましいということでございます。したが、各政党が使う範疇というものをきめて、それ以上はやつたほうが得だといふ金の使ひ方をしないというように各政党がきめればこれは一番いいわけですね。それと合わせて選挙がきめれば、これは改善の策としてなおいい。取り締り当局がやるということ、実際には下の下なんでしょう。そういう意味では、一体来年度予算でどういふ予算の要求をしているのか、これは、私たちが是非に非常に注目をしておるわけですから、私たちが、その点はどういうふうにお考えになっておられますか、予算要求なり何なり。

○政府委員(中村啓一君) 前段の横川先生の仰せになります、いわゆる戸別訪問の是非の問題は、私も個人的にはもとより十分理解をいたしておりますし、共感をする面もあるわけではございます。ただ、先ほど向井先生も仰せになりましたけれども、戸別訪問は、いわば、当初に立案をされたその立法精神からその後少しずれてきておるようには思ひます。むしろ、いまの法制自体が、たとえば百三十八条の二項で、どんな名目をもってしても各戸に回つちやいけなないという趣旨の規定を置いたりいたしまして、そういう意味でこのこと自体はたいへん問題が多いと思つておられます。それはそれといたしまして、なおこの点について、しかし現行法のもとでも研究の余地はないかという横川先生の御指摘でありますので、研究はむろんいたしますが、なお、立法論としても御議論いただかなければいけない問題も残されておるのじゃないかというふうにも存じます。

それから選挙のルールというものが守られますようにさらに努力すべきである、取り締まり当局によつて担保されるというふうなごときは下の下であるという御所論も仰せのとおりでありまして、選挙の機能の強化という点につきましても、私どもは機会あるごとにお願ひをいたしております。もとより現状は御指摘のように不十分で

第二十一部 公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第三号 昭和四十五年十二月十六日【参院議】

七

でございます。来年度ぜひいよいよ一歩を進めていただくようにお願いをしたいというふう存じておるところであります。

○横川正市君 予算どうですか。

○政府委員(中村啓一君) まあこのこと自体につきましては、直接の管理経費というふうなものがございますませんが、選管の一般的な機能強化という点につきましては、これは地方交付税の配分にあたりまして、いまの配分基準にかなり傾斜をつけて強化してもらいたいというふうに関係方面と話し合いをしておるところでございます。

○戸田菊雄君 本論に入る前に大臣に二、三質問したいのでありますが、それは第六次選挙制度審議会で、参議院地区区正問題について答申があったわけですね。で、この答申に対して、過日の公選法のこの委員会で自治大臣は、所定どおり実行したい、こういうことを言われたのですが、そのお考えについて、どう考えておるか、まず御回答を願いたい。

○國務大臣(秋田大助君) 御答申の趣旨を尊重いたして処置をいたしたいと考えております。ただし、御答申のときに使われました四十年国調と四十五年の十月一日に行なわれました国勢調査の結果、その概数が去る十二月二日でございます。したが、発表されたところを見ますと、非常な違いがあり、多数の県で人口の移動がございます。順序の逆転がございます。したがって、あの答申の趣旨を現実には当てることにつきましては非常に苦慮をいたしておるのであります。その点検討をいま重ねておるところでございます。

○戸田菊雄君 その大臣が言う、今後検討というその内容についてでありますけれども、これは自治省として検討して、そして正式に選挙制度審議会に再度かけて、そういう順序を経て一定の結論を出す、答申を受けて実行に移す、こういう筋道でいくのか、それとも自治省自体の中において何か特別技術的なそういう方法によって一定の結論を出し実行していくのか、その辺の経路はどうで

すか。

○國務大臣(秋田大助君) 第六次に御答申をいただいておりますから、その趣旨を尊重したいといううたえてございます。したがって、現実の人口概数調査結果に照らしまして、あれをあのまま、答申のまま実行することは、これはかえって不都合だと、したがって、その趣旨ののっとりまして、現実にはどういふ案が可能であろうか、どういふ具体案が答申の趣旨に合うだろうかということについて、自治省として検討をいたしておるところでございます。

○戸田菊雄君 もうともかく総理府の昭和四十五年の国勢調査が概数として発表されて資料としていただいております。で、これによりまして、「都道府県別人口の順位」「昭和四十五年」という資料がありますが、これによりまして、だいたいの順位が入れかわっている各都道府県があるわけですね。一つの例としては、従来愛知よりも北海道が多かったのでありますが、北海道が下がって愛知が上上がったと、それから第六次選挙制度審議会で一定の結論が出されました、答申が出されましたその内容の群馬、岡山、栃木の二名県の各県というものが熊本等から入れかわって、さらに宮城、岐阜が現行四名定数の鹿児島、熊本よりも多い、こういうことになっておりますね。ですから従来の六次制度審議会の答申によれば、一つはこの辺がやはり検討の対象範囲に入らんじやないか、こういうふうな考えをいふのであります。その検討の範囲はどの辺において自治大臣は検討されているのか、その点について明快な回答を願いたい。

○國務大臣(秋田大助君) ただいま先生が御指摘ありました人口の順位、これは全部検討の対象にしなければならぬ、やはり人口割りに考える、そう考えざるを得ません。常識的な考え方であります。人口の多寡によって定数の配列を考えていく、そうなりますれば、ただいま御指摘の諸県は全部対象に当然入れるべきだと、こう考えております。

○戸田菊雄君 従来の参議院の全国区、地方区を含めた定数は正論、参議院発足以来、戦後、十二年と記憶をいたしますけれども、それから一貫して定数の配分基準についてはいろいろ論議され、あの議事録をずっとながめてみますと、どうもやはり一定の基準性というものはないようであります。当初、発足の二十二年のあの地方区配分の基準定数、それは大体三〇〇〇、当時宮城県だと思わんですが、それを〇・〇〇三こえた栃木県から当時四名区と二名区というぐあいに分割をされたいへんいろいろと論議されておるのでありますけれども、そういう配分の基準の、定数配分について明確な論議というものはないのであります。そういう問題については今回どういふふうに考え、かつ結論を出そうとしているのか、その辺の内容についてももう少し詳しくひとつお答えを願いたい。

○政府委員(中村啓一君) 戸田先生からお話がございますように、初めて参議院の制度をつくりました際には、たしか昭和二十一年四月二十六日の臨時国勢調査、臨時人口調査でございますが、臨時人口調査をとりましてその総数をどうするか、各都道府県への配分をどうするかについて幾つもの案がつけられ検討した経緯がございます。で、結論としては、戸田先生の仰せのように、参議院地方区につきましては半数改選制をとるということになりました。ところが、半数改選制をとるということになりましたので、どんなに小さな府県も二名を保証をしなければいけないというふうなことになりました。まあ発足の当時から参議院地区区につきましても、まあ発足の当時から参議院地区区につきましても、人口が少くない県につきましても二名を保証しようというふうな見地から配分をいたしまして、現在のような形に相なりました。その接点がいまお話のありましたように、宮城県と栃木県であったことも全く御指摘のとおりでございます。そこで、その後二十五年たった今日におきます人口の移動の点もまた全く御指摘のとおりであります。これをどう手直しをするかという点につきまして

は、私どもも技術的には参議院制度を設けた際のあの当時の議論、あるいはあの当時に立てられた幾つかの案、それを援用して今日の時点でそれをプリンシプルに考えてみるというふうなことも事務的にはやってみております。しかし、いずれにしてもそういうやり方をとりますと非常にドラスティックな配当がえというふうなことになります。で、現実の案としてはいかがであるかということ、私どもも現時点ではできるだけ六次選挙制度審議会が考えましたような発想を基礎にして、かつ実現可能な案を考えられないだろうかということとで検討を続けております。しかし、考えれば考えるほどむずかしくなりました。まあ根本的に地方区の議員配当についての原則に、また昔にさかのぼって論議をし直さなきゃいけないような面も事務的にはございますけれども、まあいざいざいたしまして、先ほど申し上げましたような線に従いまして鋭意研究をいたしております。

○戸田菊雄君 本題じゃありませんからあと二点だけきょうは簡単に聞いておきまして、いざれ機会をあらためて再度質問したいと思うのであります。その第一点は、総理府の全国都道府県市町村別人口概数、この速報の十二月二日、この資料によりますと、現行の六次選挙制度審議会が出た結論よりも熊本の場合は約五万八千、約六万です。この程度減少を見ているわけですね。それから鹿児島の場合は約三万、この程度の減少を見ている。おそらく私は、この人口概数の減少を見ての調査はそう動くまいと見ている。大体これで結論が出てくるのではないだろうかというふうな思っている。おそろく私は、この人口概数の減少を見ての調査はそう動くまいと見ている。大体これで結論が出てくるのではないだろうかというふうな思っている。おそろく私は、この人口概数の減少を見ての調査はそう動くまいと見ている。大体これで結論が出てくるのではないだろうかというふうな思っている。

大臣は一体どういふふうに考えられておるか。それからもう一つは、大体第七次選挙制度審議会が近く発足されるということを受けておるので

ありますが、七次選挙制度審議会と本問題に関する関連は一体どういふふうにとらえられておるか、この二点について簡単に伺いをして、あと本論に入つてまいりたいと考へます。

○**國務大臣(秋田大助君)** これは四人とか二人とか定員をどこで、人口何人以上をどうするとかという考へ方によりまして、實際的にその発表された概数とも関連性がありませうけれども、大体において概数はたいして差がない、そうして地方選挙の議員の定数を定める場合と違ひまして、この場合は大きな線が引けますから、概数をもつて今日いろいろ検討の対象にいたしましたも不都合はまずなからう、こう考へておりました、概数を一応基にしていろいろ検討をいたしておりました。したがつて、第六次の選挙制度審議会の御趣旨は那辺にあるだろうか、この人口の現状にこれをいかに当てはめたいだろうか、その点を考へておられます。

○**戸田菊雄君** それじゃ本題の公職選挙法の一部を改正する法律案について質問してまいりたいと思ふのでありますが、まず政府の提案によりまして、いろいろ理由が述べられておるのでありますが、ことに政党その他政治団体の政治活動につきましましては、選挙の期間中におきましても選挙の秩序を書ししない限り、この点が私には今回の改正の動機になつたのではないかと思ふのであります。今回のこの公職選挙法の一部を改正する法律案を出されることになつた動機は一体どういうところか、そういう点について大臣から詳細に説明をしていただきたい。

○**國務大臣(秋田大助君)** しばしば申し上げておりますとおり、京都における知事選挙の経験がこの改正を促す動機になつたことは否定できない事実でございます。しこうして、その際いろいろ世人の口にものぼり、関係者の中で議論になりました。この点にも触れております。文書合戦並びに使用自動車の台数、あるいは選挙期間前に設置されたいわゆる選挙事務所とまざらわしいいろいろの事務所活動、その開設状況、選挙に入る

前の活動で選挙運動とまざらわしいいろいろの活動の態様等につきましても、いろいろ論議の対象になつたのでございます。しこうして、自由の中においても、あまりの行き過ぎはかえつていろいろ不都合を生じ、かつ金もかかり過ぎるのであるから、これをある程度の態様に改正をいたしまして、自由の原則をそこなわないと思はれる点につきましましていろいろ過去に経験あられる方々の御意見も伺い、そのコンセンサスを求めて、最も妥当だと思はれる改正にとどめて今回の提案をいたしたような次第でございます。

○**戸田菊雄君** 私は、いま自治大臣の答弁ではどうも納得しかねるんですね。直接の動機は京都の知事選挙だと、こう言つておられるんですね。確かに多くの宣伝戦が行なわれたことは私も聞いております。けれども、しかし、そういう宣伝戦というものは、いまの政党活動の範囲の中においては私は最も大事なことでないかと思ふんですね。やはり選挙を公平に、そして国民に良識的な判断を求めるといふことになれば、大量のやはり各政党間の宣伝というものが唯一の私は判断材料になるんじゃないか。ですから、こういうものについて、私は、そういうことを理由として今回の改正を行なつて、何か一面きびしい規制措置をとつて、こういう民主的な選挙形態というものを封じていくような、こういう考へ方には私は同調できないんです。ことに、自民党があの選挙で負けて、私から言ふならば、それは謙虚に自民党はそういうことに対する負けた反省というものをむしる私はやるべきじゃないか。それを、何といひますか、そういう正当な宣伝を封じ込んで、そうして選挙法の改正をする、こういうことについてはどうも私は納得がいけないのであります。ことに、自民党がいろいろ今回の検討の中で、いま自治大臣もちょっとおっしゃられたんでありますが、金のかからない公正な選挙という立場からいって好ましくない、こういうようなことを言うる政治資金規正法、これはきょう詳細な資料

持つてきておりませんから詳しく申し上げることはできませんけれども、しかし、前回の総選挙の際に、自民党の派閥の一番大きい派閥は約五億円ぐらゐの政治献金を受けておられるわけでしょう。あるいは当該候補者に対しては、二百万の貸し付け金と二百万のもち代、計四百万円ぐらゐを運動資金としてやつておられる。だから、むしろ私は、いまの腐敗選挙といわれるそういうものを防止していくためには、もっともつとつとそういう面、金の面の規制を逆にするべきであつて、こういう正当な民主主義に基づいた宣伝活動というものを規制をしていくというか、これは逆じゃなからうか。ことに本問題の改正が昨年の六月にあつた特別国会の中で誕生を見たばかりですね。そうしてそれは選挙制度審議会の答申を経て実行されたものなんです。そういうものを今回あえて無視をして単に政府が一方的にこういう措置に出でくる。こういう問題について私はどうも納得がいけないのでありますけれども、そういう面に対する具体的な検討の内容についてももう少し詳しく大臣からひとつ説明を願ひたいと思ふのであります。

○**國務大臣(秋田大助君)** ビラ合戦を中心にしてまで出さなくてもいいだろう。あれではたいへんだ、文書のはらんにもなる。一日のうち朝に夕にいろいろ出でくる。これはやはり行き過ぎである。したがつて、これにある程度の節度を設けることは決してその態様にもよりますが、ひとつ関係者で御相談を願ひまして、ある程度の節度を設けるほうが望ましいのではなからうか。私はこういうような世論が起きてまいつたと思ふのであります。いろいろ同僚議員の間にも、また各党間にもそういう声を聞きましたので、この点についていろいろ関係者の御意見も伺ひまして、ある程度の改正を加へることはむしろ公正にして秩序ある選挙を行なうゆえんではなからうかというので、この提案に及んだわけでありまして、こういうふうにしてやはり節度ある政治活動を行なうというものが政治資金規正法等を改正するよりは一つ大事な点ではなからうか、こう考へておる次第でございます。

○**戸田菊雄君** 憲法の上では、政党、政治団体あるいは個人、こういった団体や個人は、選挙期間中であるといふことを問はず、言論、集会、出版、こういう政治的自由を原則として保障されておられる。だから、前回の改正はそういう意味合いにおいては、憲法に照らし合せて一歩近づいていっていると思ふのであります。今回の改正は逆行すると私は思ふのであります。ですから、こういうことは、まして公職選挙は国民が主人公であるわけでありまして、国民が国政に参加するわけでありまして、基本的な形態ですね。こういうものにもとめるのではないか、私はこういうふうにか考へるわけでありまして。さらに、国民自身に政治活動というものは最大限に認められておるわけでありまして、そういういわば憲法の趣旨からいへば、今回の改正というものは大きく後退をし、逆行しているのではないだろうか、こういうふうに考へます。けれども、その関係どういったように一体お考へになつておられますか。

○**國務大臣(秋田大助君)** もとより政党の政治活動は自由であるべきでありまして、その点の基本を変えようとこの改正案は考へてはおりません。ただ、選挙期間中は各党の運動が熾烈になりまして、不必要な行き過ぎがありはしないかというところ、関係者及び一般世人の間にその点について考慮を加へていかなるべきではなからうかという常識論がありましたので、その点を考へまして、いろいろ関係者の御意見も承りまして最小限度の改正をいたした、御提案を申し上げた、こういう次第でございます。

○**戸田菊雄君** 私がいま質問したのは、憲法のそういう保障された態様、こういう問題のかね合ひの問題について一体どう考へられるか。私は、後退しているし逆行していると思ふが、大臣は一体どう御判断ですかということなんです。

○**國務大臣(秋田大助君)** これは自由に関するむずかしい根本的な問題、論議にもかかわつてまいるかと思ふ。自由の原則は自由の原則でござ

いますけれども、その中においてその本旨を達し得るに十分なるいろいろ現実的な運動につきましまして十分な保障がある限りにおきましては、行き過ぎを是正することは、決して自由の原則、憲法の原則に反するものではない。自由といえども一定の秩序の保持を前提とするものでありまして、その秩序を害さない限りにおきましては、私は、表面上一つの規制というように見える形が出ましても、実質的には決してそれは自由の原則を害するものではなく、憲法違反にはならない、こういうふうに考える次第でございます。

○戸田菊雄君 これまでの施行制度の一つの歴史といいますが、そういうものを調べてみますと、やはり原則的に憲法で保障された内容とは多く異なっているとは私は理解する。むしろ逆だといっているのではないかと。きわめて制限のきびしい公選法の態様になっているのではないかと、こういうふうにも思うのであります。ですから、いままでわれわれが選挙をやつて、金がないからいろいろ創意工夫をこらして、現行法律の範囲内で行っているな宣伝活動、伝単活動、そういうものを知恵をしぼつてやるわけですね。先ほど横川委員の御質問にもありましたように、そういうものは全く形式犯といえますか、罪にならないようなものなんだけれども、徹底的に調べられるのですね、家宅搜索その他をやられながら、しかし一面においては、大量に実質的な買収、供応ですね、そういうものをやった形跡が多分にある。たとえ、いま参議院選挙の前哨でありますから、私もいろいろいなことを耳にする。新聞に出たことだけを列挙しても、四件も出ている。これがすべて高級官僚といわれる人たちですね。前に何省の次官をやつたとか、そういう人たちですね。この間が地元に来て、そして役場の金を二百万程度出資をして、農協あたりが強制カンペをして四百万近いあれでもってそういうことをやつた。ところが、それは土地改良の祝賀会ではなくて、ねらいは何かその道の高級官僚の選挙対策なんですね。こういうこ

とが大幅にいまやられておりますね。ですから私は、こういう実態を、大臣が国民の世論を聞いたと云うならばむしろこういう実態——買収、供応、こういうものに対して選挙法はきびしく規制をするのが当然ではないのか、こういうふうな考えがあるのであります。それが全く私は、単に京都府知事選挙を振り返つてみても、自民党候補者が敗れたから、そういうことがまた東京でやられたら困るから、あるいは各地でやられたら困るから、こういう党利党略に基づいた結果、今日の挙に出でたのではないかと、思うのであります。その辺は一体どうお考えになっておられるか。

○国務大臣(秋田大助君) これが改正は、ただいま申し上げておるような理由から出ているのでございまして、私は世論にも聞き、決して党利党略ではないと存じております。しこうして、もう一方の選挙運動の取り締まり法規違反と思われるいろいろの事象につきましては、これはケース・バイ・ケース、取り締まり当局のお取り締まりに待つところでございますけれども、こういう点につきましても、将来大いに検討を要すべきものがあるかと私は存じております。

○戸田菊雄君 私はこの機会にぜひ、大臣が答弁をされた検討の内容について、その買収、供応等についてはやはり徹底的に検討していただきたいと思ふんですね。この点はひとつ要望しておきたいのであります。

それで、いま政府の提案をした内容を見ますと、おおむね五項目が改正要点ということに理解をするわけなんです。この第一項目は、六カ月に満たない確認団体の機関紙誌が発行できなくなるわけですね。政党の選挙戦で大切なものは、私がかさきき申しましたように、政策だと思ふんですね。そしてこの政策並びに考えを克明に国民に知らせる、それは政党の持つ機関紙誌を利用して、いままでやってきたのが私は慣行だと思ふのです。そしてまた、国民が受ける知識、理解というものやはりそういうものを通じて、各政党の機関紙誌を通じて大方はやはり判断をするわけだろ

うと思ふわけですね。ことに最近の首長——知事選とか六大都市の市長あるいは政令都市、こういうものの各首長というものが多く国民の意思に従つて、要請に応じて——市民団体とかいろいろございまして。政党のほかにございまして。そういうものがやはり政治的に目覚めて、そして今回はああいふ人であり、あんな人がいるから、そういう人を全部われわれでひとつ応援してやつていこう、自主的にそういう立ち上がり、非常に喜ばしい現象がいま国民の中から私は出ているのだと思ふのです。そういうことの要請に応じて各政党が幾つか集まつて一定の統一政策を持つて、そして首長選挙とかそういうもの戦いをしておる。これはいまの日本の趨勢じゃないかと私は思うのであります。そういうものに対して、あえて、確認団体が六カ月前でなければ政治活動と一体的な機関紙活動というものができないという、こういう不合理性といひますか、特に六カ月の問題、こういう問題については非常に私は抵抗を感ずるのであります。そういう規制措置はあまり酷ではないか、この辺は一体どう具体的ににお考えでしょうか。

〔理事高橋文五郎君退席、委員長着席〕
○政府委員(中村啓一君) 機関紙誌のあり方をめぐりまして戸田先生の御指摘になりましたように、本来自由に行なわれるべきだという議論はやはり基本的には強うございまして。しかしながら、ただほんとうに選挙目当てにできませんでした、選挙のまぎわになつて急に活動をする機関紙というようになつたところと、結局先ほど横川先生にも申し上げたところとありますが、頒布の態様が、従来の実績がありませんので、いわゆる通常の頒布というものが明確でございせん。そのために結局その機関紙誌の配り方がほとんど物量によって威力を発揮しようという方向になりがちでございまして、それが非常にエスカレートしてきた原因のようでございます。したがって、一般の機関紙につきましては、これはいささかも従来のやり方につきまして手を触れるべきではないが、選挙目当ての機関紙につきましては一般の機関紙と分別を

して扱つていいのじゃないかという考え方に關係の皆さん方と御相談の末で達した次第なのでございまして。

○戸田菊雄君 それはいま部長がおっしゃられたようにわかるのであります。私が、ことにいま質問の中で指摘をしましたのは、最近の首長選挙にあつて、おそろく近い将来とも、東京都知事選挙でもそういうことになるでございまして、そういうことになった場合に、あらかじめ六カ月前に確認団体というものを設定して届け出をし、機関紙活動をやつていなければ、選挙期間に入つてもその団体は機関紙誌活動、そういうものができないと、このことは全く酷ではないかと思ふんですね。それは明らかに、先ほど指摘しましたように、根本的には憲法の保障上からいっても、それからいいます、おそろく自治大臣もそれは同じ考えを持っているらうと思ふんですが、国民の大多数は、なぜ一体いまの現行政治に対して不信感を持っているのか。私はもうあきあきしたところ、過去の総選挙においても三割以上の棄権となつてあらわれた。だから、むしろそういうものに対して政治家は反省をし、政党は反省をいふことで、りっぱな民主政治をしていくかといふこと、私は常々関心を持ち、検討を加えていかなければいけない問題ではないかと思ふ。そういうものが今回逆な現象で、ことにこの地方首长選挙なんていうものは全くの住民直結政治ですよ。だからそういうものに対する市民や都民の関心というものは私は非常に大きいと思ふ。そういうものに対してあえて六カ月前に確認団体なりそういう政治団体というものをつくつて、そして一定の機関紙活動をやっておらなければだめだといふ、こういう期間の設定について、きわめて私は抵抗を感ずる。ですから、なぜ一体六カ月ということにしたのか。もっと掘り下げて、一体いまこの国民のそういう政治に対する不信があるなら、これを検討し、関心を持たせ、信頼感を持た

ら、これを検討し、関心を持たせ、信頼感を持た

でありすが、政治活動用ポスターの枚数というものの制限をして現在の法制というものを確保していく上においては、あるいは形成的というよりか確認的というかもいれませんが、シンボル・マークをポスターの枚数の中に入れますということを明らかにさせていただきたいというものが、今回提案をしておる内容でございます。

○戸田菊雄君 非常に法律的判断はむずかしいと思っておりますが、しかし、選挙でありますから、政策の上立ってさらに人間のイメージというか、そういうものをやっばり訴えていく、それは決して何と云いますか、選挙民を愚弄するということではないかと、正しくやっばり清潔ムードを持つていくとか、あるいはそれを象徴するものとして、たとえば青空をいうんだとか、あるいはまたそういう色彩でポスターを色どつていくとか、これはやっばり私は選挙にあつてもいいんじゃないか、こう思うのです。ことに欧米諸国家の選挙のやり方なんかを見ますと、非常に政策がきびしく戦われる、それは政党としての政策が、これは当然であります。しかし、それに加えて非常にユニモラスのある、非常にほがらかな選挙をやつていく、しかも悲壯感なんというのは持たない、そういうところにあらゆる表現をイメージアップをしてどんな国民に民心を持たせながら自分の正しい政策を訴えていく、やっばりこれは一つの選挙の技術ないし手段である。そういうものが一つの何と云いますか、形態としてシンボル・マークというものが長年やつてこられた選挙の方法の中で私は発見されたと思うのです。ですから、そういうものについて私は今回あつていう規制を、いま選挙部長がおっしゃられますように、前回なかったものにさらに加入して制定をするというふうなことは必要ないというふうには考へるわけですが、それでどういふ一体シンボル・マークが、いま選挙部長は主としてポスターをさしておられるわけですね、しかし、いろんなマークが出されておる。たとえばワッペン、バッジもあると思つておる。たとえば一切全部

だめだという、そういうことを考へておるわけですか、それはどうなんですか。ポスターに限つてそういうもので考へられているのか、その辺はどうですか。

○政府委員(中村啓一君) シンボル・マークは先生仰せのように、できるだけ選挙がはがらかにユニモラスにやつていただけたことが好ましいところかと思つておる。そういう意味で、シンボル・マークも効果的に使いたいことは当然あるべきことであらうと思つておる。ただポスターの点につきましては、政治活動用ポスターは限定されたいとのつり合ひで、単にシンボル・マークを書きましたポスターも枚数の計算に入れるということにさせていただきますを得ないというふうにして今回提案をしたところであります。

そこで、御指摘のありましたワッペンであるとかバッジ、これはいわゆるポスターとは言えませんが、ポスターには当たらないというのが関係各省の統一した考へ方でございます。したがつて、ワッペン、バッジ等をからだにおつけになつておやりになるというふうな点につきましては何らの制限も今回加えようとしておるものではないと思つておる。

○戸田菊雄君 内容はわかつたのでありますが、そのワッペンやマーク、そういうものとビラの関係については、いままでも公選法の政治活動の制限の問題について百何条かと思つておるが、明確にきめられているんですね、選挙期間中の制限事項というものは、候補者数に応じてポスターがどのくらいということ。だからこれで私は現行十分じゃないかと思つておる。そういう規制措置はどうしてもいま選挙部長が言われますように、そういうイメージアップのために一定の何らかの表現というものだけを別途ポスターや何かでくふうされたものについてこういうものは認めていたほうが非常に選挙の明朗性から言つても私は非常にいいんじゃないか、こう思つておるわけですが、いまの説明で非常に不満でありますけれども、時間が

ありませんから前に進みます。

次に、国会議員選挙は三種類、その他の選挙は二種類というビラの制限ですね、今回の改正の結果で、これは必要のつど状況に応じて利用するというビラの意味、こういうものを私はなくしてしまふのじゃないかと考へるのですが、実際問題としては、事実上ビラ活動というものは、もう何と云いますか禁止する、こういうふうな考へられるわけですね。ことに金のない政党として、いま残されたこの運動の最大のものは何かという点、ビラ活動ぐらいしかないわけですね。これは具体的にいづらうといふ公選法で定められている選挙活動の各般の活動範囲というものを見た場合、ほんとうにもう金のない選挙をやる者はこのぐらいしか生かされる道はない。これはわれわれやつてみておるんです。そういう唯一の貴重な宣伝材料というものを規制されるということは非常に痛いんですね、全く痛いです。だから、こういう問題については私は二種類と三種類というぐあい規制をすることはどうも問題ではないか、さらには公平な選挙という立場から見ても、この点は若干行き過ぎではないか、こういうふうな考へるのでありますけれども、本問題についてはどういふ考へえを持つておられますか。

○政府委員(中村啓一君) ビラの種類を限ることの可否につきましては、仰せのようないろんな議論があり得るかと思つておる。まあ、その点につきましては、関係者の中で格別慎重に御議論を願つたところなのでございます。で、結論は、このビラはいわゆる政治活動用のビラでございますので、個人の候補者の名前等もとり一切出せないところでございます。政党の普及というところでございます。で、政策の普及ということになりますと、十日とか二十日という選挙運動の期間中にそんなにたくさんものを出すのは、あるいはむしろ意味がないのではないかと、やはり政党の政策という点になりますと、むしろ常時おやりにならなければいけないところでありまして、常時の点についてはもとより一切公選法が触

れるところではございませんが、選挙運動期間中につきましては、あまりはんらんをするよりも一定の種類に限つてはいいかがあるかということから、国会議員の選挙等につきましては二十日前後ということでありまして、前期、中期、後期というふうな三段階くらいにお出しをいただくようなことが好ましいルールというふうに見ていいのではないかと云うことには落ちついた次第でございます。地方議員選挙あるいは知事、市長選挙等につきましては、やはり国の選挙のような、政策面と申しましては、ニュアンスも違ふことでもありますので、国の選挙よりも少し種類は減らしていただろうというふうなことで、結局国の選挙は三種類、その他の地方選挙は二種類ということに案をまとめた次第なのでございます。

○戸田菊雄君 いろいろと質問してまいりまして考へることは、どうもやはり国民の考へとはだいぶ離れているのではないかと云う気がするのであります。二、三年前でありますけれども、私のほうの地元新聞で、あなたは一体選挙のときに何をみて選挙をしますかという、いろいろあるでしょう、テレビですか、ラジオですか、それとも新聞ですか、あるいは政党の機関紙ですか、こういうふうな各般の世論調査が実はあつたのです。それを見ると、当時は四五%の方が新聞だといふ。それが最近の傾向としては、やはり新聞より一歩進んで、この政党はどういふことをこの問題について考へているか、たとえばいま農村なんか非常に停滞し、危機を招いている。どうしたら一体われわれ生きられるだろうというふうな関心が持たれつつあるわけですね。そうした場合に、何を一体土台としてそうした自分の生存権というものを、未来に向けての希望を託するかといへば、それは徐々に変わつてきていると思つておる。最近の世論調査によると、それは各政党の機関紙、政党の活動、こういうものに大体行きつつかあるようでありまして、ことに都市なんかはいまそういう傾向が顕著じゃないでしょうか。だからそういうことだとすれば、こういう問題に対しての一つの規制と

いうものは、そういう意味からいって私は非常に逆行するのではないか、こういうふうには考えられないか、選挙する国民のそういう判断材料、こういうものをやはり規制をするという事は、民主国家において非常に不当だといふふうに見えるわけなんです。だから、それはいまの趨勢を見て常識的な法律改正ないし制定、こういうふうにいふのが私は一番円滑なやり方じゃないか、こういうふうには考えないか、法律というものは私から言わせれば、一定の常識をまともたものだと思うのです。そういうものが極端に国民の考え、意識から離れてつくられるという事はどうも私としては理解に苦しむ、そういう考えを持つのでありますが、もう一度本問題についてひとつお答えを願いたいと思います。

○国務大臣(秋田大助) この点も第一の届け出機関紙の発行されている期間が六カ月という、こういう六カ月をきめた問題と同じような私は性格を持つものじゃないかと思うのでございます。自由の原則をそのまま文字どおり適用すれば、ここに何種類とか何枚とか制限を置くべからずということになります。置かなければ一目りよう然はつきりとおるのでございませう。しかし、この点に、やはり実際に即して反省が行なわれたわけでございます。おそらくあんなに出さなくていいじゃないかというのよりは健全な常識じゃなからうかと思っております。そこいろいろ世論が出てまいったわけでありませう。そこでピラ、機関紙あるいはテレビにおける公営の発表の回数、時間等の勘案が行なわれまして、関係者の間のこれまたいろいろ御意見等も伺いまして、こういう数字になつたわけでございます。この点につきましては、皆さま方の中にいろいろの御意見があらうと存じますが、しかしながら、自由の原則を殺そうというつもりで出したわけではないのでありまして、その範囲内において、常識上これで選挙活動の目的を達するに足るものではないなからうかという点を、経験のある方、知識のある方々のコンセンサスを求めてこの数字になつた

第二十一部 公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第三号 昭和四十五年十二月十六日【参議院】

次第でございます。

○戸田菊雄君 時間がありませんから最後にいたしますが、政治活動の規制を都道府県会議員、指定都市会議員、これまで今回拡張してありますね。さらにいまわれわれが考えますと、その同一選挙区内で候補者三名以上立てるといふような政党は、これは大臣が所属する自民党くらいしか私はないじゃないかと思う。で、そういうことにならないうと、何といひますか、確認団体としての要件からいろいろの制限を出されるような状況になつておると思う。そのことによつて実質的には当該政党は政治活動が凍結をされてしまふ、そういう事態になりやしないか。これは現にそうですね。だから、いま指定都市など政府が指定したあと、大体いま市行政が全体にアップしているのが、国の方針のように理解をされるのですが、そういうことになるとするならば、もつともつこの指定都市といふものは私はふえていくと思ひますね。そういうことになつて、なおかつ同一選挙区内で三名以上の候補者を持たなければ一定の制限を加えるという事では政治活動は凍結をされる。これは全く不合理じゃないかと思うのです。これはは全くとくば拡張解釈をしていくと、これは各市議員選挙、公職選挙のですね、こういう選挙にまで私は引き伸ばされていくんじゃないかという危惧の念を持つわけなんです、この辺はどう一体御理解しているんですか、御回答願ひたい。

○政府委員(中村啓一君) 戸田先生からお話のありましたように、今回提案をいたしております中に、都道府県会議員の選挙並びに政令指定都市の市会議員の選挙につきまして、新たに確認団体の制度を導入しようとしております。その理由等につきましては、あえて申し上げるまでもございませぬが、その要件といたしまして、それぞれの都道府県、あるいは指定都市で三名以上の候補者を持つ政治団体に限るといたしたわけでありませぬが、これは衆議院議員の選挙の場合におきます確認団体の要件が、御案内のように、二十五人というところでございます。たしか定員に対して

五%強というよりな程度でございます。それから参議院議員の選挙の場合の確認団体の要件は、所属候補者十人以上ということでございます。定員に対して約八%くらいというものが、いわゆる確認団体の要件に於いてあるわけでありませぬ。そこで、都道府県会議員選挙、あるいは政令指定都市市議員選挙についてどういふ要件を持ったらいいかということになると、大体従来のそういう前例という事で、それぞれの定員の五%から四%程度でどうだろうかということ、いろいろと試算をいたしてみました。結局都道府県なり指定都市を単位にして三名という要件でいかがであらうかという結論になつたわけでございます。

○委員長(井川伊平君) これにて暫時休憩いたします。再開は午後二時といたします。午後一時三十分休憩

午後二時三十分開会
○委員長(井川伊平君) ただいまから公職選挙法改正に関する特別委員会を再開いたします。参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。

○委員長(井川伊平君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

選挙制度審議会を通じて、佐藤総理の諮問の根本事項というものは、金のかからない政党本位の選挙制度の確立に積極的に取り組んでいただきたい、こういうものではないかと思ひます。その諮問を受けまして、第五次選挙制度審議会におきましては、緊急に措置すべき事項といたしまして、政治資金規正法の改正案の答申が行なわれたわけでありませぬ。これは、黒い霧等の問題もございまして、また、金のかからない政党本位の選挙を実施するためにも、どうしてもこの政治資金規正法を改正していかねばならないということ、大かたの国民の大きな世論ともなつたのでございませぬ。ところが、残念ながら、三回ほど国会に政治資金規正法改正案が提出されたのでございませぬけれども、それが非常にひどい骨抜き法案であつた。総理は小骨一本抜かないと申されたのであります。が、事實は、大骨も全部抜いてしまつたような改正案だつたわけでございます。そしてそれすら、せつかく政府が提出したこの改正案を、与党である自民党が寄つてたかつてこれを廃案にしてしまつた。そういう姿もあつたわけでありませぬ。

私たちが公明党といたしましては、前から、政治献金は個人に限るべし、会社や団体の法人の政治献金は禁止したほうがよろしい、こういう主張をしてまいりました。第五次選挙制度審議会の答申案にも私たちが手ぬるいとして反対したわけでありませぬけれども、政府から第一回目に提出された、藤枝自治大臣のときに提出された政治資金規正法改正案につきましては、これは答申案よりも一歩後退するものではありましたが、いまままでの政治資金規正法のザル法よりはまあ一歩前進したものであらうということ、私たちの党は、これは通すべきだということ、私たちが党は、このところが、残念ながら、他の野党は手ぬるいという事で反対され、そして肝心の自民党が、どういふわけか、これに反対して、とうとう通らなかつたといういきさつもございませぬ。もしあれが通つていけば、一歩前進したものとして、今日のように国民全般から指弾を受けるようなこ

○委員長(井川伊平君) 休憩前に引き続き質疑を行ないます。

○多田省吾君 第五次選挙制度審議会及び第六次

とは私はなかったらうと思ひます。そして、三年たつた今日においては、もう政治献金の、いわゆる会費名目の隠れた政治献金も明るみに出されて、ガラス張りにはなつたらうと思はれるわけですね。私たちが非常にこの点は残念だと思ひます。しかしながら、これは絶対多数を誇る与党が寄つてたかつて廃案にしてしまつたのですから、一野党はどうすることもできなかったのです。

ところが、二回目に出された政治資金規正法案というものは、まさに政治献金助長法案のような姿でございます。もう天非もないようなものである。それから税金の問題でも非常に優遇されてゐるといふようなことで、これは政治資金規正どころか、政治献金助長じゃないかといふことで、これは私たちが大反対しました。私たちが望むものは、やはり少なくとも第五次選挙制度審議会において答申された内容、しかも総理大臣が小骨一本抜かないと国民に公約した内容のものは少なくとも出すべきではないかと私たちは思つておりました。

そういうことで、この前も大臣に御質問したのでありますが、時間もありませんで、はつきりしたお答えがいただけなくて、非常に残念でございます。私は、ここでやはり、第七次選挙制度審議会が発足するまぎわになっておりました。この際、次の通常国会には少なくとも政治資金規正法改正案は出すべきじゃないか、そして、第七次選挙制度審議会の発足する以前に、大臣から、次の通常国会には必ず出しますという確答があつてこそ、初めて第七次選挙制度審議会も発足できるんじゃないか、このように思つておりました。いまのところ、肝心の政治資金規正法改正案も提出する見通しがなくて、しかも、第六次選挙制度審議会において答申された参議院地方区の定数は正の法案もまだ煮詰まっていらないような現状において第七次選挙制度審議会を発足するといふことは、やはり選挙制度審議会に対する冒瀆であり、国民に対する裏切りではないか、このように感じます。この際、やはり国民の多くが望んでゐる政治

資金規正法改正案の提出を次の通常国会には必ず前向きなものを出したいという確約をお願いしたいし、また、それこそ金のかからない選挙、本来の選挙ができる根本ではないか、このように思つておられます。大臣の確たる御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(秋田大助君) しばしば申し上げております。また、たゞいま多田先生から御説明のごさうございました。過去三回にわたつて各種の案が提出されたわけでありまして。しかし、不幸にして廃案になりました。につきましても、やはり、そこに何らかの問題点があつたことを感じないわけにはいかないのをごさう申しまして、何と申しましても、政党的政治活動のあり方、並びに選挙のあり方、これらについての根本的な検討が必要なのではないか。政党内閣、政策本位の金のかからない公正な選挙の仕組みが全般的にでき上がつてゐることが必要なのではないか。こういう点を考えましたので、これらの点にわたつて総合的に検討することが、やはり政治資金規正法の改正を考へるにあつて必要なことじゃないか。こういうふうにごさう申したので、この点につきましても多角的に総合的に検討をいたしておるところでございます。したがつて、いま直ちに必ず次の通常国会に提案するかどうか確約せよというお話でございますが、その点は、いましばらく検討にひとまかしていただきたい、いましばらくお待ちを願ひたい、ごさう申す次第でございます。

○多田省吾君 検討、検討とおっしゃいますけれども、もう政府案として三回も政治資金規正法案が提出された現実の姿もあるわけでございます。また、二年以上もかかつて検討を続けているといふことは、先ほども申しましたように、やはり国民や選挙制度審議会に対する裏切りであり、冒瀆であると思つておられます。そして、総理大臣も、今国会の本会議におきましても、はつきりとして、政治資金規正法改正案の提出の方向を答弁してゐるわけでございます。来年の通常国会に提

出できないで、一体いつ提出なさるうとしておられるのか、はなはだ了解できないわけでございます。それじゃ、総理大臣の本会議における答弁も、これはまた、うそになつてしまつておられます。それじゃ、大臣としては来年の通常国会に提出できるかどうか、提出できることを国民に確約できるのではありませんか。その点を、もう一回はつきりおっしゃつてもらひたい。

○国務大臣(秋田大助君) いつという年時日を切ることは、この際検討の結果によるわけでございます。しかし、この問題は、大事な、過去三回どうしても廃案になつたいきさつにかんがみましても、基本のところをよく固めておく必要があると思ひます。そのつもりで、たとえば、この法案等もその一つの段階にもなるかと存じますが、第七次選挙制度審議会でも、やはり選挙制度のあり方の基本に立ち返つて、いろいろ御検討を願つた結果によりたいと思つておられます。

○多田省吾君 昨年の第六次選挙制度審議会の発足にあつたりましても、高橋審議会会長はじめ、ほとんど全員が、政治資金規正法改正案も提出しないで第六次選挙制度審議会を発足させ、しかも審議を続けるというごさう申すこと、高橋会長が先頭に立つて総理大臣の官邸におもむいて、はつきり通常国会に政治資金規正法改正案を早急に出すようにという申し入れを行つたこともあつたわけでございます。で、昨年は、残念ながら、他のいろいろな法案があつたためか、ほとんど審議が行なわれずに終つたわけでございます。しかも、政府の提出のしかたも非常におそかつたわけでございます。そういう実情にかんがみましても、やはり今度の第七次選挙制度審議会におきましても、通常国会に総理や自治大臣が政治資金規正法改正案を出しますという確約もしないで発足させ、また審議をお願いするといふことは、これはもう昨年から経過を考へて、これは非常によくないことだと思つておられます。そういう意味で、もう来年の通常選挙にはつきり確約できないし、日にちもまだ

何とも言えないというのでは、これは政府が政治資金規正法改正案を提出する気持がなないのじゃないか、このように疑はれてもやむを得ないのじゃないか。で、自治大臣は、根本的な基本的調整といふようなことをおっしゃいましたけれども、いま提出されてゐる公選法改正案もその一つだとおっしゃつておられますけれども、これは私たちがどう思ひませぬし、それは受け取れませぬ。そのことはほとんど関係のないことでございます。じゃ、大臣のおっしゃる、基本を固めてから、与党と相談してからとおっしゃる、その基本とは一体どういふことなんでしょうか。

○国務大臣(秋田大助君) やはり一番問題は、選挙のあり方だと思つておられます。そこで、現在の選挙のあり方がやはり個人本位になつておるところに、やはり問題の基本があるのではないかと。ここをよくひとつ検討をしていく必要がなかりうか。それには、やはり政党内閣、政策本位、こういう考へ方で、衆参両院を通じて選挙のあり方を再検討してみることが十分あるのではないかと。その間に、金のかからない仕組みは、やはり政党内閣なればこそできていくのだ、個人本位ではどうしてもそこがうまくいかない、こういう点を考へまして、ひとつ十分第七次選挙制度審議会でも、いままでも論ぜられましたが、この際、再検討をしていただく必要があるのではないかと。こういう点を考へたいと思つておられます。

○多田省吾君 ですから、政党内閣、政策本位の選挙を貫くためには政治活動の自由化をもつともっとはかるべきであつて、このような政治活動の自由化を規制するような法案は逆行だと私たちは言つてゐるわけでございます。その問題は別として、個人本位の選挙であるから政党内閣の選挙にしなければならぬと、その点が確立しないというふうには政治資金規正法改正案を出せないというふうなふうにとれますけれども、それでは、前から言われてゐる、いわゆる衆議院の選挙制度改正、すなわち小選挙区制との車の両輪制、このようにも考

えられるのですけれども、この問題は、佐藤総理大臣も、政治資金規正法改正案を出すときに、小選挙区制との車の両輪制はとらないと、はっきり国民に発表しているわけですから、それを自治大臣は持ち出すわけですか。

○国務大臣(秋田大助君) 私は、選挙制度の基本にかかわるいろいろの仕組みの考慮をされる中には、あるいは小選挙区制度論も入ってくるかもしれませんが、しかしながら、それにかかわらさず、それに条件をつけて政治資金規正法を考えたければならぬ、こういうふうには考えておられません。総合的に選挙制度の仕組みについて考慮願うことがこの際必要ではなからうかという点を配慮しながら、政治資金規正法の基本的な改正というものを考えなさいかぬのではないかと、その点をいましては考慮してみたい、こういうような考え方でございます。

○多田省吾君 この政治資金規正法改正の問題は、もう二年前に緊急に措置すべき事項として第五次選挙制度審議会において早急に提出された答申でありますし、たびたび総理も約束していることでもありますから、これは来年の通常国会にもはっきり提出できる見込みはない、それから日にちについてはいつになるかわからないと、こういう態度では、ほんとうに私はもう自治大臣としての政治生命にも関することじゃないかと、こう思うのですよ。しかも、総理だって、この前の本会議でも、この政治資金規正法の提出については、将来提出するということをはっきり明言しておるわけですから、自治大臣が、来年の通常国会、しかも来年の国会も、あと二回ぐらいあるうと思えますけれども、そのときにすら、来年じゅうにおいてすら、提出できることをはっきり明言しないというのでは、これじゃ、もう第七次選挙制度審議会がまあ一年なら一年続期間において提出されるかどうかかわからないわけですね。それで第七次選挙制度審議会を発足させ、終わりで審議を願うということは、あまりにもこれでは厚顔無恥ではないか、このように思わざるを得ませ

ん。この第七次選挙制度審議会の期間中も提出できるといってお約束できないのですか。

○国務大臣(秋田大助君) ただいま申し上げましたとおり、第七次選挙制度審議会、ひとつ基本の点について御検討を願う、その審議の次第等によりまして、所要の結論が得られれば、それでは提出をするということになるうかもしませんが、その時期等につきましては、いま明言ができません、こう申し上げておるわけでありませぬ。

○多田省吾君 これは非常におかしい考えだと思っております。政治資金規正法の改正の方法につきましては、第五次選挙制度審議会で緊急措置すべき事項として答申されたのです。それに対して、第七次選挙制度審議会の審議過程において自治大臣が納得できるような審議ができれば政治資金規正法改正は出せぬというのじゃ、これはもう選挙制度審議会をほんとうにばかにしていることじゃありませんか。そんなばかなことはありませんよ。これは、私は、はっきりと来年の通常国会において政治資金規正法改正案を出すべきだと、このように思いますし、はっきり出すという総理大臣や自治大臣の明言がなければ、私は、今度第七次選挙制度審議会において審議を重ねる意味がないと思うのです。それは考え方は反対だと思つて、第七次選挙制度審議会の審議過程において納得できれば政治資金規正法改正案を出す、そんな審議をばかにした話がありますか。どういう意味ですか、それは。

○国務大臣(秋田大助君) 申し上げておられますとおり、過去三回いろいろな提案を試み、それがいづれも廃案になっておられますので、この点についてやはり考慮を深くいたしまして、いまもう一度基本にさかのぼって再検討をしてみたい、いたずらに過去の廃案の前轍をまた繰り返すことのないよう、その点も考慮いたしました、十分再検案をしてみたいと、こういう考え方でございます。

○多田省吾君 ですから、もう総理大臣は自民党総裁でもあるのだし、佐藤総理という方ははっきり国民に約束したことはやる——まあ藤枝自治大臣のときの法案だって、政府が法案を出して、そ

して自民党が反対して廃案にしようといううなことを、非常におかしいこととございませぬ。これはもう、政府と自民党の話合いの上でそうしたとしか思われませぬし、それではもう幾ら議會制民主主義とか政党政治とかいっても、総理や自治大臣のあり方については、これは国民はだれしも納得できないのじゃないか。三回出したしとおっしゃるのですけれども、肝心の自民党が三回とも反対しているような法案を出してお茶を濁している。それじゃもう、ほんとうに出したことはない。

で、もう一点、この政治資金規正法についてお尋ねいたしますけれども、政治献金の規制、そして黒い霧にまつわる政治を是正するという問題は非常に大事な問題だと思つておられます。その点から今度、今度は、ことしになりましてから大きな問題になりましたのは、全国的な政治団体が千四百九十五もありながら、報告をしていない団体が六百ぐらいしかない、こういう、まあ報告義務がありながら報告しないという問題で、ほんとうはこれは罰則もあるべきでありますけれども、全然その罰則の適用を受けた団体がなくございませぬ。

で、この前は四人の現大臣が、またその現大臣が関係する政治団体につきまして告発さえ行なわれたいわけがあります。その当時、自治大臣あるいは選挙部長は、はっきりと、この次の政治資金規正法案にはいづゆる幽霊政治団体を一掃するような法改正をしたいのだと、このようにおっしゃっていらしたのであります。まあ、昭和四十五年上半期の政治団体の報告も、ほんとうはもうとくに終わつておるはずなんでございませぬけれども、非常にその官報に記載する報告もおくれているわけでございますが、一体いつごろその報告を發表するおつもりなのか。それから、今度の政治資金規正法改正案には、どのようなそれに対する対策を出そうとしておられるのか、これをお尋ねしたいと思つておられます。

○政府委員(中村啓一君) 政治資金規正法の届け

出の励行につきましては、多田先生からたびたび御注意をいただいたところでございます。私どもは、御注意もございまして、何としても少なくとも現行政治資金規正法が守られるということにはぜひ確保したいというところで、特に今年努力を続けております。で、ことしの七月並びに十月の二回にわたりました、全政治団体、全国的に活動なさつておることとして届け出のあります全政治団体につきまして一つ一つ御連絡をし、督促をいたしましたところでございませぬ。四十五年の上半期につきましては、さようなことで、従来にない督促に督促を重ねまして、できるだけ、収支を現実におやりになつておる団体は届け出をしていただく、それを全部取りまとめようということと相つとめました。大体まとまりましたので、できるだけ早い機会に公表の段取りにいたしたいと思つておられます。

というふうな次第で、政治資金規正法につきまして、私どもは、いづゆる罰則等でこれを云々するよりも、何としても行政上相手方に御連絡をし、行政上相手方の御納得を得て、この届け出が励行されるように相つとめておるわけでございますが、多田先生から御指摘のありましたように、届け出はありますけれども事実上は活動をしていないというものがかなりございませぬ。これにつきましては、現在の法律では、それを自治省なら自治省で抹消をするというふうな手続がございませぬので、いづゆる活動をやめてしまつたような団体も政治団体の中に入つておられます。したがって、なお報告の義務の励行が十分でないような印象を必要以上に与える面もございませぬ。そこで、私どもとしては、いまの法律の中にはいづゆる職権的な抹消という手続はありますが、事実上、今年二回にわたつて調査を督促した結果に基づいて、約千五百の団体の中で、この団体は事実上活動を停止したものであるというふうな形で分別できるようなことにはいたしたいというふうな存じております。いづれ、政治資金規正法全体につきまして、技術的にも問題点が幾つかございませ

ので、その中の一つとして、事実上活動を停止し、かつ解散の届け出をしない場合の措置というようなものにつきましては、しかるべき機会がありました場合には、ぜひ手直しをいたすようにお願いを申し上げたいと思っております。

○多田省吾君 昭和四十五年度の上半期における千四百九十五の政治団体のうち、もう届け出の済んだ団体は大体幾つほど確認しておりますか。

○政府委員(中村啓一君) 四十五年の上半期につきましては、現在七百五、六十になっております。従来五百から六百というところから見ますと、百五、六十団体は提出がふえたという形になっております。

○多田省吾君 次に、最近たいへん問題になっております参議院地方区の定数は正問題でございますが、佐藤総理も、昭和四十三年八月の参議院本会議あるいは衆議院本会議におきましても、はっきり参議院地方区の定数のアンバランスは認める、早急に選挙制度審議会にも諮問したい、このように答弁しておりました。このために第六次選挙制度審議会においてその答申が出たわけでございます。そして自治大臣も、たびたび、来年の通常国会の初めにこの定数は正案を提出したいと答弁していたわけでございます。ただ、今度の昭和四十五年十月一日に行なわれました国勢調査の結果におきまして、やはり答申のときに用いた昭和四十年度の人口調査あるいは昭和四十四年十二月三十一日現在の住民基本台帳というような資料と比べて、非常にまた人口のアンバランスが進みまして、そして私も八月ごろからたびたび、昭和四十五年三月三十一日現在における住民基本台帳をもとにいたしました。岡山県と熊本県がもう逆転しているんじゃないか、これに対してどういう考えで臨んでいるのかと、こう毎月、この委員会でも質問したわけですが、自治大臣はあまり深刻に何か月間か考えておられなかったらしくて、そのたび答弁を濁しておられたような姿がございました。ここでは、案の定、この国勢調査

の概数が発表された結果、ことしの三月三十一日の住民基本台帳の人口よりもまたさらにアンバランスが進んだような傾向があるわけでございます。もうすでに愛知県も北海道の人口を追い越しておりますし、ここにもアンバランスが生じております。神奈川県におきましては、北海道を越え、さらに愛知県も越えて、このアンバランスが目立っております。この神奈川県は、もう二段階逆転現象が生じたわけですね。また、群馬県、栃木県、岡山県のほかに、やはり鹿児島県、熊本県のアンバランスが目立っております。これは、宮城県や岐阜県と比べますと、やはり逆転現象を生じているわけでありまして。

まあこういう結果で、自治大臣としては非常に苦慮されていることはよくわかりますけれども、総理大臣も、はっきり、参議院の定数は正はやりたいと答弁しているのだし、また、自治大臣もたびたび、通常国会の初めに改正案を出したいとおっしゃっておられるわけですから、ここでやはり答申の精神に最も合致した改正案というものを早く考えなければならぬんじゃないか、このように思っております。でも、もう今月の暮れには通常国会が始まるわけでございますから、いまにしてその改正案の骨子すらできてないというところは、非常にこれはゆゆしき問題である、このように思っております。

で、やはり私たちが考えましても、この前も申し上げましたように、群馬県、栃木県、岡山県のほかに、熊本県、鹿児島県というアンバランスがあるのですから、この五県を二人ずつ減少させて、そして大阪、神奈川県、東京の三県のほかに宮城県、岐阜県の五県を増加させるという案も、当然これは考えられるでありましょうし、まあ朝日新聞の社説等にもこうした案が示されております。これも一つの案だと思っております。これはやはり答申の精神に沿ったものである、このように私たちは思うわけでございます。

そのほか、二番目の考えとして、この前の第六次選挙制度審議会の審議過程におきまして

三つの調整案が出されておるので、その第三案と申しますのは、最小限度の暫定的な是正ということ、東京、神奈川県、大阪、この三つは二人づつ増加させる、減はしない、この案は、やはり残念ながら一票の差で否決されたわけでございます。しかしながら、審議過程におきましては、相当な有力な案であったわけでございます。私たちが、こういつた第三案を用いてもよろしいんじゃないか、このように思っております。

それからもう一つの考え方は、やはり四人区、二人区のことだけでなしに、八人区、六人区という面も考えますと、愛知県、神奈川県というのがアンバランスが非常に目立っております。ある場合には北海道よりも人口増を示している。その結果、逆転現象を起こしている愛知県等をやはり二人区にすべきが答申の線に沿った考え方ではないか、こういう考え方もあるわけでございます。

ですから、東京、神奈川県、大阪だけではなしに、愛知県も二人増、そして群馬、栃木、岡山、熊本、鹿児島、これを二名減にする。ほんとうならば、いまの神奈川県だって、いまの四人区を八人区にしなければ、北海道との逆転現象は防げないわけでございますけれども、やっぱり四人増というものは、この前の審議会でも、最小限度の増ではありませぬから、いろいろ抵抗があったようでありまして、こういうことは具体的に自治大臣は考えられて、そしてその改正案を進めなければならぬんじゃないかと思われましても、私たちがこのように具体案を示しているんですから、ひとつ、大臣におきましても、どういうお考えで臨んでおられるのか、現在のお考えをやはり示していくのがほんとうの民主政治じゃないか、このように思っておりますが、大臣はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○国務大臣(秋田大助君) 先ほど戸田先生からもお話がございました、東京、大阪、神奈川県、愛知、宮城、岐阜、鹿児島、岡山、熊本、こころいアンバランスが相互間にいろいろありますので、やはりこれは考慮の対象にならざるを得ない

と考えておると、はっきり申し上げたわけであり

ます。それから、その間にどういう案が考えられるか、合理的な案をどういうふうにするか、ただいま先生から御指摘のあったとおりでございまして、その点については具体的に数字に即して考えておるわけでございます。そうしますと、それと第六次選挙制度審議会の答申——これはもちろん四十年年度の国調を基礎としたのでありますから、形は違っておりますし、数字ももちろん違っております。これを適用するといふ場合に、数字は六名にすべきなのか、しかもその場合に、数字は六名から最小限度十名になります。これはプラスマイナスゼロにすればいいんだという考慮だけで足りるものであるかどうか。そこに数がふえてくるというところは、一つの大きな要素でございます。六名なら、十名ならどう考えるかという点も推測し、いろいろ考えてみなければなりません。なおかつ、いまお示しのごさいますと、宮城、岐阜という点を考慮するといいたしますれば、ここに四名増が予想されるのでございまして、十名減の十四名増、差し引き四名増ということも考えられないわけではないと思っております。それには、やはり、神奈川県なり愛知県の人口と北海道のアンバランスの是正ということが基礎にあるわけでございますが、そういう点をいろいろ案をつくっておるわけでございます。そうして、それと第六次選挙制度審議会の、お示し願いました趣旨との彼我検討、それとの相違ありやなしや、これらの点をいろいろと検討をいたしておるわけでございます。

○多田省吾君 いまから二、三週間前あたりからこの問題が論ぜられましたときに、一部に、自治大臣は来年の通常国会にこの是正案を出すのをあきらめて、そして第七次選挙制度審議会にまた諮問し直すんじゃないかというふうな観測も行なわれたわけですが、もちろん、私たちがそういうやり方は反対でございます。大臣は、こういう問題につきましては第七次選挙制度審議会に

と考えておると、はっきり申し上げたわけであり

は諮問することなく、第六次選挙制度審議会の答申をもって、その精神を尊重して、従来言われてきたように、次の通常国会に必ず出すという、そういうお考えはお変わりございませんか。

○国務大臣(秋田大助君) 第六次審議会の御答申の趣旨を尊重してまいろう、こういう趣旨には変わりはない。ただし、基本が変わつておられます。第六次と、ただいまの人口のあり方と、この点につきましてはやはり考慮をしなければならぬ、この考慮はどの範囲にとどめるべきかという点につきましては、なかなか苦心の要るところでもあるし、簡単な結論はよう出しかねる、慎重を期さなければならぬ、この点についてはいろいろ検討し、とつおいつ考慮いたしておるところでございます。

○多田省吾君 それじゃ、第六次選挙制度審議会の答申の趣旨を尊重していくものであつて、第七次選挙制度審議会に諮問し直すことはないという、そういうお考えでございますか。

○国務大臣(秋田大助君) いまのところ、第六次選挙制度審議会の意図は、この国勢調査の結果をいかに反映すべきか、こういう点についていろいろ苦勞し、検討をいたしております。

○多田省吾君 次に、この前も御質問したのでありますが、ちょっと時間がなくて、中途はんばに終わりましたので、もう一回お尋ねいたしますが、いわゆる政党法の問題です。衆議院の特別委員会におきまして、自治大臣は、丹羽委員の質問に答えられて、政党法の問題を第七次選挙制度審議会に諮問するような御答弁をなさつたように聞いております。この前は、政党法ではなくて、政党のことについて論議してもらいたいのだ、こういう御答弁だと思ひます。実は、第六次選挙制度審議会におきまして、土屋委員等から政党法の問題が持ち出されたのでございますけれども、その土屋委員すら最後には、これは公職選挙法の範囲内でもだいたいよぶであらう、何も政党法に固執することはないのだというように最終的にお話をしておるようでございます。

そういう点から考えまして、どうしてもこの政党法という問題は——西ドイツには憲法にありますがから政党法ができておりますけれども、これは政治活動を助長するような意味で、何か、得票によって政府から政党にお金を出すという考え方で政党法ができておるわけでございます。そうしてまた、五%条項というふうな、よけいのものでついであります。また、そのほかに、韓国やアルゼンチンの政党法もありませんけれども、これはむしろ政治活動を規制し、束縛するような政党法であると考えております。こういった点から見ると、アメリカ、イギリスをはじめ、西欧の近代的な政党といわれるような政党は、別にこの政党法というふうなものはないわけでございます。私たちも、公職選挙法、政治資金規正法の中にある政治団体の定義で十分ではないかというふうな考えでおるわけでございます。もちろん、私たちは参議院の選挙区の比例代表制には反対しておりますので、比例代表制のような問題が生じた場合は、

政党の問題は、また政党の定義は、いろいろ考えられるものでありましようけれども、現在のところ、そういう姿はないのでございますから、私は別に政党法の問題を諮問する必要はないのだ、こういうふうな思ひわけです。

実際、三年ほど前に、私自身も佐藤総理大臣に、予算委員会におきまして、その当時政党法の問題がまた持ち出されたようなことがありましたので、その当時、政党法を諮問するの、また、政党法をつくる意思があるのか、こういう質問をいたしましたときに、その意思はない、こういうことでもございました。ですから、この前の衆議院の特別委員会におきまして、大臣が、政党法の問題を諮問する用意があるという答弁をなさつたということも聞きました、非常に意外に感じたのでございますが、この前の御答弁では、政党法の問題ではなく、政党のことを論議してもらいたいということだったので、そういうお話で少しは納得したのでございますけれども、ここで、はっきりと、政党法そのものを第七次選挙制度審議会に諮問を

するということはないんだと、そして委員の間において政党の問題が論議されることは、これはよろしいんだというふうな御意向かと承りましたけれども、この問題もはつきり、もう一回お答え願いたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) 衆議院の公職選挙法特別委員会、過般、丹羽先生の御質問に答えて、私が政党法のことを審議してもらいたいというふうに答えたつもりはございませんが、もしそうならおれば、それは私の用語のまことに的確を欠いた点でございます、その点はそのつもりでないというところを、はつきりここにも申し上げる次第でありまして、ただいろいろ政党本位の選挙のあり方につき御論議を願いたいと思ひますので、ただいま先生のおっしゃつたとおり、政党のことについて、審議会の席上、委員の方々からこの問題が論議されることを拒むものではない、否定するものではない、いわんや、政党法と名ざしまして、これが御審議願うように処置をとるといふようなことは毛頭考えておりません。

○多田省吾君 法律案に入る前に、もう一点だけお聞きしておきたいことは、いわゆる選挙年齢十八歳までの引き下げの問題でございますが、この前、時間をとりましてこの問題は御質問したわけでございますけれども、その後、行政局長が欧米に行かれました、そしてこの選挙年齢引き下げの問題につきましていろいろ調査してこられたと、このように聞き及んでおりますので、簡単にけつこうです、どういふ調査をなさつてこられたのか、御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(宮澤弘君) 最初にお断りを申し上げておきますが、ヨーロッパへ参りましたわけでございます。期間も比較的短うございます。かつ、ほかのテーマも持っておりますので、必ずしも十分な調査というわけにはまいりませんので、その点だけ御了承を、まず得ておきたいと思ひます。

主として、イギリス及び西ドイツの事情について調査をいたしましたわけでございます。

まず、イギリスでございますが、この問題につきましては、一九六五年前後から、つまり、いまから五、六年前から、いろいろ世上で議論が行なわれたようでございます。この選挙年齢の引き下げを労働党の公約の一つとして掲げてきたようでございます。ちょうど一九六四年でございますが、イギリスの国会の下院に、選挙制度につきましての下院議長が諮問委員会が設けられました。これは選挙制度一般について議論をしたようでございますが、その中で、選挙権の年齢の引き下げということも一つの主要なテーマとして議論を続けたようでございます。その結果といたしまして、一九六八年に、二十一歳から二十歳に引き下げ、こういう結論を得たようでございます。その間に、労働党、保守党、いろいろ意見の相違もあつたようでありましたけれども、とにかく下院議長が諮問委員会としましては、二十一歳から二十歳に引き下げるといふことで決定を見たようでございます。

同時に、ちょうど同じころに、内閣の、政府の諮問委員会といたしまして、成人年齢一般について調査をする委員会ができました。この委員会は、公民権の問題、選挙権の問題を除きまして、そのほかの成人年齢の問題について調査をするということが使命であつたわけでありました。この委員会も、一九六七年でございますが、成人年齢二十一歳を十八歳に引き下げ、こういうふうな結論を出したわけでございます。そこで、当時の労働党内閣といたしましては——先ほど申しましたように、下院議長が諮問委員会におきましては、選挙権の年齢を二十歳に引き下げ、一方におきまして成人年齢一般といたしましては十八歳に引き下げ、こういう二つの結論が出たわけでございます。その辺をいろいろ勘案をいたしました結果、当時の労働党政府は、選挙権年齢を十八歳に引き下げるといふ提案をいたしました、議会におきましては多数で可決をされた、こういう経緯になつておるようでございます。

議会におきまして、この法案をめぐりまして

けです。一部伝え聞くところによりますと、どうも選挙制度審議会に諮問しないで、そのほか別に調査会というようなものをつくって研究したいというふうなお考えも伝え聞いておりますけれども、もしそういうお考えがあるとすれば、これは重大問題でございまして、あくまでも総理の諮問機関としてある選挙制度審議会を愚弄するものではないかと、このように思うわけでございまして、この点をもう一回はっきり御答弁いただきたいと思ひます。

それからもう一点は、この前の委員会におきましては、憲法、民法等の関係におきまして、法制局のある方が、憲法を改正しなくても選挙年齢の引き下げはできるだろう、ただし、民法は、別に違法ではないけれども民法と一致するのが望ましいような、そういう答弁があったように聞いております。これは、法務省の方も来ておられるようですから、この民法との関係において、また、青少年の意識の問題におきまして、法務省としてはどのようにお考えになつてゐるか、自治大臣と法務省の方にお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(秋田大助君) わが国の現行二十年をもって選挙権があるというこの規定は、ヨーロッパ各国二十一という年齢が非常に多いことを見ますと、勘案いたしましたして、決して年齢高しとはまあ言えないと思ひます。しかし、英国の現状、西独の決定等に徴しましてこの点を検討する必要があるものもございまして、しこうして、英、西独、アメリカ合衆国等におきまして、アメリカ合衆国はたまたま行政局長は調査をしたわけではございませぬが、いづれも多年のやはり研究の結果、慎重な検討、調査、研究の後に結論を出してゐるわけでございます。したがって、わが国におきましても、わが国の事情も勘案し、かつまた、ただいま憲法との関係等お聞きでございますが、この点は法制局等にお譲り申し上げたいと思ひますが、いろいろの御意見がございまして、また、他の民法、刑法その他との関係におきましても、これをいわゆる成年年齢という概念において選挙年齢と

は切り離すという考え方もございまして、常識上の観点もまた軽視できない点もございまして、これらは法体系全体にわたり、また実際にわたりまして十分検討する必要がある、また、青年の政治意識そのものの程度、実質、実態等も十分調査をしておく必要があらうと思ひます。したがって、これらの点につきまして関係官庁間に連絡をとつての研究は必要であらう。これはどうしても省くことのできない段階であると思ひます。

そこで、直ちに選挙制度審議会に答申をするという事は、選挙の観点からだけの点では、あるいはいくでございませう。また、当然ここはなないがしるにできない機関ではございませぬが、その他の法体系全体との関連を考慮しなければならぬので、いま直ちに選挙制度審議会に、やるやらないは別にしても、ここに検討をゆだねるといふことはどうかと思ひます。十分ひとつ総合的な、多角的な研究、検討、調査を要するところ、こう考える次第でございませぬ。こういうような趣旨におきまして、直ちに別途の調査機関を設けると、いま直ちに考へてはおりませぬが、関係官庁間におきましてこの点をひとつ検討をし、青年の意識調査等も検討をし、その後、政府の態度を決定しても決しておそくない、かように考へてゐる次第でございませぬ。したがって、これが検討を否定するものではございませぬ。しかし、いま直ちにこれを選挙制度審議会の議に付するといふことは、いましばらく待ちたいと、こういう考へでございませぬ。

○説明員(田代有嗣君) 申すまでもございませぬが、民法上の成年の制度といふものは、今日の経済社会、取引社会におきまして一人前の能力者として取引ができる年齢、通常そういう能力を持つてであらうという年齢を二十歳としてきめてあるわけでございます。選挙の年齢と申しますのは、私の思ひますには、やはり国民のために政治を行ないます国民の代表者を選ぶ能力を持った年齢といふこととございまして、確かに、心身の発達に伴ひまして、一定のことを十分判断できる年齢と

いう点では、きわめて密接な関係があらうかと思ひますが、ただいま申し上げましたように、それが必然的な関連があるというふうには考へていないわけでございます。しかしながら、常識的にそれがあまり離れてもおかしいこととございませぬので、そこところは非常に微妙な関係があらうかと思ひますが、その点は、私的な判断、取引の判断がむずかしいか、あるいは公的な代表者の選定がむずかしいか、どちらがむずかしいかということになりますと、これはいろいろの見方があるかと思ひます。ただ、従来、この成年年齢の改正の問題につきましては、一般からは要望がなかつたわけでございます。最近イギリスの年齢引き下げのときに新聞論調で若干あらわれたのが、私どもの知る限りでは唯一のもののように思ひわけ

私、思ひます。選挙の場合には選挙権があるかないかということとありまして、あるかないか、ゼロか百かということとございませぬが、取引の場合においては、未成年者は絶対に取引が禁止されるというわけではございませぬ。やはり、学生でありまして、本屋に行けば本を買える。小学生でありまして、母がパンを買いに行つてこいと言へば買ってきまして、取引の場合におきましても、意思能力があれば、一応そういう金額の少ないものでありますれば、取引をしまして、その取引と申しますのは、投機的な不動産の取引といふようなことでありませぬ。等価交換といふ事ですか、物を交換するといふようなことでありますので、その取引につきまして、その後、未成年者のほうから、あるいは取引の相手方から、その問題について事後のトラブルが生ずるといふようなことがないように思ひます。裁判例もそういったのではないと思ひます。

そういうふうな観点から、未成年の制度と選挙の制度とは若干ニュアンスが違ふと思ひわけでありませぬ。そのような状態で、私どももいたしましては、まあ従来までは特にこれを早急に検討すべきものとは考へないできたわけでございます。

現在もそういうふうな気持ちでおるわけでございますが、まあ今後の問題であらうかと、こういうふうにお考へるわけでございます。

○説明員(木村榮作君) ただいま民事年齢について御説明がございましたが、刑事の少年法の適用年齢との関連について申し上げます。

少年法の適用年齢は、少年全般の問題ではございませぬ。犯罪を犯した者につきまして成人と異なつた特別の処遇をするのは何歳までのところが適當かという観点から判断をするわけでございます。で、犯罪の能力という観点、あるいはその犯罪人の改善、更生のためにどういう処遇をしたほうが適當かという観点から考へるわけでございます。選挙年齢と民事年齢がやや近いのに比べて、少年法の適用年齢は少し異質なものであるわけでございます。したがって、少年法適用年齢と選挙年齢、あるいは民事年齢とは本質的に本来一致しなければならぬといふような必然性はないわけでございます。

ちなみに、先ほど行政局長から御説明がございましたが、立法例の多くは、選挙年齢と民法上の成人年齢をやや高く、数から言いますと、満二十一歳程度のものが多うございませぬ。それから少年法の適用年齢はそれよりも低く、大勢から申しますと、満十八歳とするのが多いのでございませぬ。御説明のございましたイギリスにおきましても、選挙年齢、民事年齢は十八歳に引き下げられましたが、少年法適用の年齢は従前どおり十七歳といふことになつております。西ドイツにおきましても、少年法の適用年齢は、従前どおり、二十一歳と十八歳で二つに分けてございまして、青年と少年という區別を設けておるものでございまして、外国の法制から見ましても必ずしも一致するものではないと考へます。

ただ、若い世代に社会的な責任を自覚させるといふ考へ方からは、この少年法適用年齢を引き下げるといふような考へ方、それから選挙年齢を引き下げるといふような考へ方、その基本的な考へ方には、基礎において通ずるものがあると思ひます。

おります。

○多田省吾君 こういった選挙年齢の引き下げの問題、あるいは政党法の問題、政治資金規正法の問題、参議院議員地方区の定数は正の問題、もういろいろの問題が数多く山積しておりますので、私たちがこの委員会において、もともとずっとお尋ねしたいのでございますが、肝心の法案審議も時間をかけて私たちはやらなくちゃならないというふうな思っておりますので、この辺でこの問題は打ち切ることにはしたいと思います、ほんとうは、少なくとも毎月一回当委員会を設けて、こういった問題は十分に検討しなければならぬわけでありませぬけれども、残念ながら、十月も当委員会が行なわれなかつた。前回は、わずか二十分間の大臣の御出席で、非常に審議の時間がなかつたというところで、なかなか残念に思っております。

私は、法案につきましても五時間ほど時間を要求して、政治活動の自由化を規制するようなこういう改悪につきましても、十分時間をかけて検討しなければならぬと、このように思っております。でございますが、きょうだけではこれは検討できませんので、きょうは時間のある限り検討を、審議をしたいと、このように思っております。

先ほど申し上げましたとおり、金のかからない政党本位の、政策中心の選挙制度の確立に積極的に取り組んでいただきたいというところは、第五次、第六次選挙制度審議会を通じて佐藤総理の諮問事項でございました。そして、第五次審議会の自由化の方向というものは、この諮問を受けて、現行制度を前提にして、さしあたっての具体策であったことは自治大臣もよく御承知のことだと思っております。今回の改正案というものは、まだ前回の答申に基づく改正が施行以来一年余で、国の選挙といえますと総選挙をわずか一回経験しただけでございます。通常選挙はまだ一回も経験しておりません。ところが、世論におきましても、逆行するものだといわれているような、こういう公職選挙法の改悪案を提案されているということは、非常に私たちが納得できないことでございます。

前も茨城県議会の選挙が行なわれましたが、買収、供応の事件が非常に多くて、もうすでに投票日の前日まで十一名も逮捕された。これはほとんど全部買収、供応ですね。こういった問題がなおざりにされておりました。しかも、この政治活動の自由化ということは逆に規制しようとしている。全く私たちが納得できないことでございます。この法案の改正の真意をまずお尋ねしたいと思います。

また、大臣は、選挙制度の改善の基本方針、あるいは政党本位、政策中心の選挙制度とおっしゃる。この将来のビジョンについて自治大臣はどうお考えになっておられるか。まず、それをお尋ねしておきます。

○國務大臣(秋田大助君) 選挙及び政党の活動が自由でなければならぬし、かつまた、この政党本位、政策本位の運動というものは、やはり文書活動が中心で、この自由が確保されなければならぬ。これはもう動かすべからざる原則として考えておるところでございます。しこうして、これが行き過ぎ、また不必要な、過度にわたる点については、これは経験と実際に徴しまして、これをある程度改善をしたいということもまた当然なことであろう。要は、そのとうとうとする改善の内容、実質が問題でございます。これが不必要に自由を制限するというものであつてはならないと思つております。この点につきましても、やはり経験者その他関係者等のコンセンサスを求めつつ、慎重な配慮を要するものと心得ております。

○多田省吾君 はつきり私たちがわからないのでございますが、いまの大臣の御答弁は、将来の選挙制度全般に対するビジョンとか、そういうことではなくして、現在の目先のことしか考えていないような御答弁じゃないかと思つております。

選挙のあり方につきましては、表現の自由というものが一番大事だと思つております。そして個人の表現の自由が集団の表現の自由、そういうものに発展しまして、そして集団の認識の分布状態に応じて代表が選出されるというのが民主政治の理想形態であると、そのように思つております。そして、それはあくまでも表現の自由によつてのみ保障されるということが言われると思つております。

特に強く考えなければならぬのは、選挙制度の改善、合理化というものは、ただ単に選挙をやめる側、管理者側の考えとか、あるいは取り締まりの側の考えとか、そういうことではなくて、あくまでも有権者本位に考えるということが大事だと思つております。すなわち、有権者が、はたしてほんとうに各党の政策なり、あるいは候補者の考えなりを真実に知ることができるといふことが、これは一番問題だと思つております。そして、このような考えに立って有権者の政策中心の真実の一票が投票されるかどうかということが、第一の大きな主目的でなければならぬと思つております。自治大臣は、今回の改正案につきましても、自由の原則のワケ内処置であつて、不必要な自由を排除したにすぎないという意味の答弁を九日の衆議院の委員会で答弁しておられますけれども、それは候補者の運動の自由についてのお考えであつて、有権者が真に政策を知る自由、そして真実の一票を行使するという自由というものではないと思つておられます。

いま、知事選挙をはじめ、現在まで二十の地方選挙を通じて、やはりこの政治活動が行なわれているところでは、あまり買収、供応というふうな事はないわけですね。逆に、この前の、先ほども申しました茨城県の県会選挙なんかで、ほとんど自民党同士で争つていられるところに、買収、供応がわつと猛烈と起つていられるわけですね。そこで、そういう政策活動なんというものは、ほとんどないわけですね。ただ買収、供応で、中には、千円札封筒に入つたのが八百枚押収されたというふうな、そういうものも逮捕されていられる。そういうところは、政治活動とか、選挙活動とか、こういうビラの活動、チラシの活動は全然なく、ただ買収、供応だけが選挙活動の手段であるように行なわれている、実際です。ですから、私たちは、ほんとうの政策活動が行なわれているところにおいで

ては買収、供応が少なくなり、反対に、政策活動が行なわれないうところにおいて買収、供応の事件が多くなるのじゃないか、このように考えております。だから、候補者本位に考えるのではなくて、一般の有権者の方々がどのように政策を間違ひなく知り得るかということを中心に考えれば、こういった政治活動を束縛するような改悪案は私には出ないと思つております。かりに多少の行き過ぎが見られたということがあつたにしても、有権者の声を無視してこの改悪案をつくるということには私は間違いである、このように思つておられます。

それで、衆議院の答弁でも、自治大臣は、意識調査はまだしていないとおっしゃっているわけですね。それは選挙に関心のある人の意見を参考にしたいとおっしゃいますけれども、実際選挙制度審議会のメンバー等ほどの程度御相談なさつたのか、御意見を聞かれたのか、それも非常にあぶないものだと考えているわけですね。ですから、きょうの理事會におきましても共産党さんからも申し入れがあつたのですが、私たちが強力に主張しまして、各党全部賛成して、あさつての本委員会におきましては参考人を呼ぼうということに決定したわけですね。これはやはり、自治大臣が意識調査もしていないと、関係者の意見を参考にしたいと言つても、私たちがから見れば、ほんとうに有権者各位の意見を聞いていないように思つております。このような、先般集まつて、最後の、会期の最終日でありますけれども、参考人を呼ぶ、こういうことになつたのです。これは、私は、自治省側の怠慢であり、非常に遺憾なことだと思つております。こういったことにつきまして、ほんとうに改正について、選挙制度については有権者本位の制度ということを真剣に考えられて立てられたものかどうか、ひとつお伺いしたい。

○國務大臣(秋田大助君) もちろん、選挙制度あるいは運動等を考える場合に、有権者本位であるべきは申すまでもございません。われわれがこの改正の提案をいたすにあたりまして、その基本

的態度は、もちろん有権者本位であるべきであり、その点を十分考慮したつもりでございます。要するに、京都知事選挙におきまして、文書活動等が過度にわたりました。この点につきまして、やはり一般市民の間に、こまめでしなくてもいいじゃないかという声もあがっております。これを、私自身京都に行きまして、いろいろの市民の口から聞いたこともあります。また、そういうことを言っておるといふことを運動員その他の諸君も言いかつまた、国会内におきまして、同僚議員の間からそういう声があるという点を考慮いたしまして、事務局を以て関係方面をいろいろ検討いたしまして、接触をいたさせました結果、大方の声というものは、要望というものを察しまして、この提案に立ち至った次第でございます。

○多田省吾君 それは非常にわれわれには異論があります。というのは、私は行きませんでしたが、京都に、この参議院公職選挙法改正特別委員会のメンバーが正式に調査に参りましたときにも、有権者の側からは、そういうた大臣のおっしゃるような声は出てなかつたのです。これが何よりの証拠でございます。もう一つは、有権者本位の考え方だとおっしゃるけれども、党利党略の一つに尽きるといふことは、はっきりした証拠があるではありませんか。これは、一昨日十四日、統一選挙臨時特別法案に、あの福永議員の総務会における申し入れがそのまま自治省案として、おととい出てきたんじゃないか。そして、大臣、あなたの目の前で全会一致をもってそれが削除されたんですよ。これはあくまで党利党略だと、自民党の議員でさえ反対が巻き起こっております。やありませんか。こういう削除をされたといつても、この選挙法を党利党略から私物化したという責任は、これは大臣はのがれることができないと思ふのです。これは、はっきりした党利党略の姿があるんじゃないか、現実の姿として、ですから、私は、選挙法改正の改悪案も、これはもう幾ら理屈をつけようとしても、党利党略で行なわ

れたと断ずる以外にないと思ふます。これは、はっきり、選挙運動の自由化ということには、有権者の立場で考えなければならぬ問題であると思ふんです。この考えが常に大臣のお心にあれば、あのような自民党総務の暴言が統一選挙の臨時特別法案につけ加えられるというような暴挙はなかつたはずだと私たちは思ふわけでございます。こういう面では、私はお尋ねしたいのでございませぬ、自治大臣は、選挙運動における自由化と、その範囲について、どのように考えておられるのか、それをまずお伺いしたいと思ふます。

○國務大臣(秋田大助君) この改正案が党利党略であつて、その証左がいわゆる地方統一選挙に関する特別法案、そこにあらわれておるじゃないかという御所論でございますが、統一地方選挙の特別法案も同時に審議されておるわけであります。あの点にちよつと触れさせていただきますが、思ひますが、これは決して党利党略ではございません。自民党の総務会におきまして、三万都市を制定する際に使いました指定統計調査というものをどう考えるかという御指摘があつたわけでございます。そこで、いろいろ議論が総務会でも出まして、その結果、自民党三役の裁定によりまして、その点を考慮するという案が採用になつたわけであります。これは、形の上で一地域に結果的には適用されるといふような形をとりますので、いかにも恣意的な意図に出たように誤解を受けておるのではなからうかと思ひます。指定統計調査というものも、れっきとした一つの人口調査でございます。人口調査に関する一つの確定数であることは間違いないと思ひます。さればこそ、三万都市の設定と相なつたわけでありませぬ。要は、この統計調査を確定人口数として見るか見ないかという判断の問題でございます。で、他の考慮から、これを見ないといふことも十分意味があると同時に、これを一つの確定人口として考えるといふことも、また一つの大きな意味があるのではなからうかと考えておるのでございまして、要は、いずれをと

るかの価値判断の問題ではございませぬが、決して党利党略に出たものでないことを、ひとつ御了解を願ひたいと思ふのでございませぬが、これは各党の御修正には、もちろん政府としては服するつもりでございます。

同時に、今回の公職選挙法の一部改正につきましては、自由の原則の實際適用におきまして、過ぎたる点についてはこれを取り除いていくということとは、その内容が、しばしば申し上げるとおり、問題であることはもちろんでございますけれども、自由の原則を侵さない範囲において過度な点を取つていくということは、関係者の一つのコンセンサスの上に許されるものであつて、それは決して自由の原則そのものを圧殺するものではないのではなからうかと、こう考えて御提案を申し上げた次第でございます。

○多田省吾君 大臣はいろいろ弁解されましたけれども、これはほんとうにお笑い草でございます。このようなあやふやな、いわゆる指定統計調査、しかも志木と桶川の新しい人口を繰り入れたところの指定統計調査をもとにして定数を定めるというふうなことは、非常な暴挙であることは、だれが考えてもわかることでございます。たとえば、県内の各地から志木、桶川に入つてきた者があつたら、県内のどこかで減つておるわけである。そういうあやふやな人口をもとに自治省が一総務の討論に押されてこういつた改正案を出すといふことは、私はほんとうにだつたと思ふ。それよりは、よほど四五年度の概数のほうが、むしろ正確だと言へるんじゃないか。とんでもないこと計算なんかしてありませんよ。とんでもないことです。ですから、自民党の奥野さんのような、いわゆる選挙制度審議会委員であり、元自治省の事務次官であり、そして公職選挙法の特別委員であるという、こういう有名な奥野さんですら、こういう案に反対しておるんじゃないか。だから、それはどこまでも詭弁でございます。それだけにこだわっておりますと時間がなくなりますので、申し上げますけれども、選挙運動

の自由化というものが選挙の公正を害する明白にして現在する危険を排除できない場合には、その自由化というものは制限されることもあるかもしれません。しかしながら、現行の選挙法に今回の改正案を必要とするような明白な現在する危険といふものが施行面のどこかであつたかといふことをお尋ねしたいわけなんです。で、もしこれを行き過ぎとするならば、現行制度といふものを総合調整することによつて、現在の立て方といふものをくずすことなくこれはできたはずでございます。また、金がかかるといふことも、買収、供応に比べたらとるに足りないものでございませぬ。また、ビラの洪水だなんていふても、読みたくなければ読まなければいいわけでございませぬから、捨てたらいいいわけでございませぬから、どこにこの今回の改正を必要とするような理由があつたのか。外部者から改正の必要があつたとしても、先ほどから申し上げておる通りに、これは理由にはならないことなんです。あくまでも有権者がその各党の政策なりあるいは各人の政策なりを知るといふことが一番大事な問題でございますから、特に私たちは、総理大臣や自治大臣が政党本位の、政策本位の選挙と言つておるから、よけい言いたくなるわけなんです。

で、いま参考までに申し上げますけれども、確かにいま若年層の投票率低下が憂へられております。特に都市部の二十代の投票率といふものは四〇%台と言われまして、二人に一人以上は棄権しているわけでございませぬ。これは四十五年の三月二十二日に自治省が発表したものでございませぬ。ところが、京都のある青年代表が、棄権するのはやはり知らされないからだと、政策争点がわかれば必ず投票している、これは真実の一票だから若年層のほうが真実の投票率はいいのだと、こういうことも言つておるようでございます。また、昨年の総選挙に対して公明選挙連盟といふのが四十五年の二月に世論調査を行なつた。棄権した理由を聞いたところが、やはり政策がわからないといふのが五・三%、非常に多いんです。

ね。そのほか関心なしとか、めんどうだからとか、選挙ではよくならない、あるいは私一人ぐらいはしなくてもよい、他に用があったとか、いろいろ理由がありましたが、やっぱり政策がわからないという点から考えまして、やはり私は、こういう政治活動の自由を束縛するようなことではなしに、むしろそれをよりよく進め、また、ある場合は、われわれの年来の主張であるやっぱり政党本位の戸別訪問の自由化とか、こういうことも進めるべきでありますし、もうこれは非常に逆コースである、このように思うわけです。この点をどう考えますか。

○国務大臣(秋田大助) 再三申し上げておることですが、この内容によりまして自由の非常な制限であると、むしろ自由の原則がこれでは死んでしまう、こういうふうにお考えになつての御所論でございますが、しかし、京都の実情ではただに選挙をやる側だけではないと思ひます。朝に夕なに変つたビラが出る。これが選挙民の啓蒙のために、政策宣明のために必要であると、もちろんそのためにやられたものでありましようが、同時にここまでしなくても足りているという声もやはり一部にあつたのでございまして、この点につきましてひとつ経験者なり関係者の御意見を承り、世論にも徴して、もちろん世論にもいろいろございすけれども、われわれは大勢を察しまして、この程度の改正を加えることは決して自由を束縛するものではない、むしろその範囲において正常にして公正な秩序ある選挙を維持するゆえんではなからうかと、こう思ひまして、こういふふうにしたのでございまして、ひとつ内容につきましていろいろ御意見もございませうけれども、同時に決して恣意的な自治省の考え一つに出たものでない点をひとつ御了解を願ひたいと思ひてございす。

○多田省吾君 大臣のこういった個人的な考えの御答弁では私には納得できないわけですが。京都には朝な夕ないろいろビラが舞い込んで、迷惑

をしたとかなんだとかおっしゃいますけれども、それじゃ京都において自治省とかほかの団体のいわゆる世論調査の結果が出てくるか、意識調査をやられたかというのです。こういった本院の公職選挙法改正特別委員会のメンバーがきつちと行って、有権者からの声を聞いたときも、そういった声は出ていないわけですか。ところが、大臣は、そういう声は出ていないのだ、出ていないのだ、それでそういう関係者の声を聞いたのだ、一体どういう関係者に会われたかと私たちは言いたくなります。それから、これからますますやはり政党本位、政策本位の選挙ということで考えなければならぬのは、たとえば政党的な実施とか、立ち会い演説会のテレビによる徹底的な実施とか、第三者主催の演説会、あるいは座談会、あるいは先ほど申しましたように、政党的な戸別訪問の自由化、これこそほんとうの政治活動の自由化であり、文書、言論の自由化ではないか、このように思ひます。この中には第五次選挙制度審議会の答申に含まれているものもかなりございすし、まだ実施されてはおりませんが、こういったことは大臣はなぜ実施できなかったのですか。いま言ったような立ち会い演説会のテレビによる徹底実施、あるいは第三者主催の演説会とか、政党的な戸別訪問というふうな、まだまだやるべきことはたくさんあります。これはいつも言うやうであります。あくまでも大臣は候補者本位とか、政党的都合だけを考へているだけであつて、やっぱり有権者本位の選挙活動というものを考へていらつしやらないからそういうことになるのじゃないかと思ひます。ですからこれは、政府一般の、また自民党一般の考へてございすけれども、政治資金規正法の改正をやつてやるに、あるいは定数の是正も積極的じゃない、こういった面にはつきりあら

われているじゃありませんか。もうあれですよ。定数は正の問題なんかも、今度の国勢調査で参議院地方区でさえも一対五をこえているのですよ。もう時間もありませんからあまり申しませぬけれども、私たちの調査でも、もう一対五は、鳥取と

東京の場合は、はつきり一対五をこえています。昭和三十七年には、最高裁の判決ですか、それは昭和三十五年の国勢調査をもとにしての告発事件でございすけれども、現在そういう告発が行なわれたら、最高裁判決だつて私たちはひっくり返るのじゃないかと思ひますよ。そういったことは全然やらない。それから先ほど申しましたように、十八歳の選挙権問題、こういった問題だつて、非常に消極的である、このように思ひます。こういった問題について、私はあくまでも有権者の声を聞いて、そして公正な、妥協な改正をなすべきであつて、まだそういう政党本位、政策本位の選挙活動については、やるべきことがたくさんあるのじゃないか、えりにえて、なぜこんな制限をしなくちやいけないかということですが、先ほどからたくさん大臣の言ひわけは聞いていますが、どうして前向きにやらないのか、第五次選挙制度審議会の答申が、そのほかにも出ていますので、それをやる考へはないのか、どうか、それをまずお尋ねしたい。

○国務大臣(秋田大助) 先ほどもお答えを申し上げましたが、テレビの放映による利用等々十分自治省といたしましては考慮いたしておるところでありまして、関係者の間に、いろいろこの点については御検討をわすらわしておるわけでございます。しかしながら、いろいろ複雑な性格がありまして、皆さまの結論を得るに至らなかつたので、さしあたりの改正を提案いたしたわけでございます。これらにつきましては、今後十分各位の御意見、その他関係方面の御意見を伺ひまして、所要の結論が得られました場合には、それを基としてひとつ処置をいたしてまいりたいと思ひております。

○多田省吾君 あまり具体的ではありませんけれども、次に、この改正案の基本的な考へについて若干お尋ねをいたします。提案理由の中に、「政治活動の形による選挙運動がますます活発かつ大規模に行なわれる傾向が見られ、このままでは、」云々、「公職選挙法のたてまえが失われてしまうことになると思われますので、政府といたしましては、政治活動のうち特に選挙の秩序に及ぼす影響が著しいものについて、公職選挙法に所要の改正」云々と言つておられますけれども、このことは、原理的には選挙の自由、公正の確保と、政治活動の自由の保障との調和をはかるためであるということだと思ひます。提案された改正案では、このような考へからの運動の態様の規制ではなくして、たとえば政治活動そのものであるところの機関紙に本質的に差別を設けているではありませんか。そのほかシンボル・マーク、これだつて有権者や個人個人の政治意識がなしたわざでございすますが、そのシンボル・マークをなぜ百四十六条において、候補者の名前とか政党の名前と一緒にこのシンボルはだめだと規制しておる。何ら具体的な意思表示をしていないシンボル・マークそのものにも制限を加えている。それからビラそのものにも制限を加えている。それからさらに首長の選挙とダブる場合に規制を考へる方法は、そのときだけ確認団体制をとるといふことが技術的にも可能であると思ひます。これは選挙部長だつてお認めになつておられます。それを都道府県議会の議員の選挙まで一緒に県知事選挙が行なわれる場合でも規制しておる。それからまた、東京の特別区なんか、別々にやるときは規制しないで、一緒にやるときはアンバランスは正に進む、そういうような法案をつくらばいいのに、途中の案においては両方規制するやうな、そういう途中案でございすけれども、案をつくつてみたり、これは非常に私たちに納得できない。規制を受ける選挙そのものの種類を拡大するといふ意味において提案されておられますけれども、こういったことはどういふ理由によるものか、はつきりこれは御説明願ひたい。

○政府委員(中村啓一君) 多田先生からお話のございましたように、今回の提案の具体的な考へられつきましては、私どもは先生の仰せのよう

調和をしなければいけない、そういう大前提は全くくずさないでまいらなければいけないというふうに着目してあるところがあります。そういう考え方は当然私も事務局といたしましても頭におきまして、いま御指摘になりました四点についての具体案をつくったところがございます。あるいは、十分御案内のところかと存じますけれども、第一点にお話のありました機関紙につきましては、やはりただいま国会に議席をお持ちになるような政党の機関紙と、選挙目当ての急造機関紙とは、やはりそこにおのずから顔面の態様に差があつてやむを得ないのじゃないだろうか。むしろそうすることによって、ほんとうにりっぱな政党のりっぱな機関紙が伸びていくことになるのではないかと、いうふうな発想に基づいておるところでございます。

二番目のシンボル・マークにつきましては、これを制限してシンボル・マークを決して使っちゃいけないというふうな考え方をいませんで、個人の選挙運動なりあるいは政党の政治活動につきまして、それぞれ文書図画の枚数なんかの制限がありますので、そういう制限の枠内に入れて御活用をいただいたほうが選挙の実質的な公正という面から見てふさわしくなつてきたのではないだろうかと思つておられます。

まあいろいろあるわけですが、特に、多田先生からお話のありましたのは、確認団体制度の技術的な仕組みにつきまして格別に力をおいて御発言があったところがあります。この点につきましては従来も申し上げてきたところでありまして、都道府県会議員選挙並びに政令指定都市の選挙につきましては、問題点が二つありました。一つは、その選挙自体が最近たいへん政党が選挙の際に活動をなされる分野がふえてまいりましたので、したがって、その選挙の際の政治活動についても国会議員の場合と同じようなルールのもとにやつてはどうかというところが一つでありまして、もう一つは、そういう都道府県会議員あるいはまた政令指定都市の市会議員の選挙が、知事な

り市長選挙と重なりますと、知事なり市長選挙の確認団体でない、選挙運動期間中その地域において一切政治活動ができないという現在の仕組みにおかしさがないか。その二つの点を解決する仕組みとして、今回提案をいたしましたようないかたの技術的な解決策を御提案申し上げたのであります。しかしながら、もとより、お話のありましたように、もつと違つたやり方でこれをやることのできないのか。このやり方でまいりますと、たとえば都道府県会議員等の選挙について制限を拡大することに出来ないかという仰せであります。その点につきましては、先ほど申し上げましたような形で、一つの要請としては、やはりその選挙についても、最近の政治活動の実態から国会議員選挙等に準じた一定のルールでやろうという要請もございします。そういう面等を考えあわせまして今回のような技術的な解決のしかたを御提案申し上げたところでございます。

○多田省吾君 いま選挙部長の御答弁は答弁になつていませんよ。こちらは制限しなくてもきちつとアンバランスは正はできるんじゃないかとはいさし申し上げておる。それはできるけれどもいろいろの要請があるからということでごまかしている。この委員会でも、自由化の方向にアンバランスは正をしていくんだ、制限したアンバランスは正じゃないとはつきり自治大臣おっしゃつたじゃありませんか。それにすら反している。時間もありませんから具体的に質問します。シンボル・マークの定義というのはどういうことですか。

○政府委員(中村啓一君) 確認団体のシンボル・マークにつきましては、そもそも法律自体でこのシンボル・マークという表現をそのまま持つてくるかどうか、それが法制技術的に適当かどうかという点についてもいろいろ論議をいたしました。現在の社会通念でシンボル・マークというものは十分それで通用するんだということになりまして、こういう表現を法制の中に入れておきたい。ただいたわけでありまして、私も関係各省と思

統一をしておりますところは、確認団体のシンボル・マークというのはその団体を標章をするために用いられる記号でありますとか図形等であつて、具体的には、たとえばその団体のイメージでありますとか、あるいは基本的な姿勢や性格というふうなものも図形化したものであるというふう存じておるのであります。

○多田省吾君 そういふ御説明では私は納得できないのです。これはまたあさつて質問しますけれども、具体的に質問します。ポスターという項目の中にはポスターに類するものというものが含まれていないわけですか。ピラにはピラに類するものというものが含まれておりますが、ポスターにはポスターに類するものというものは含まれておりません。たとえば懸垂幕とか横断幕とか旗、ワッペン、こつぱつたものにシンボル・マークを記載して掲示した場合は一体どうなるのですか。

○政府委員(中村啓一君) 先ほどたしか戸田先生の御質問の中にもあつたかとも思いますが、今回シンボル・マークの使用についてそれが用いられた際に、いまだ公選法の規制の中でやつていたかどうか存じますのは、いわゆるポスターについてでございます。シンボル・マークを用いた表示をしたポスターについて、それはいわゆる政治活動用ポスターとしてその枚数の中でやつていただきますという改正を提案をいたしておるわけでございます。ワッペンでありますとかバッジというふうな、通常衣服に着用して用いられるようなものにつきましては、ポスターには当たらないというふうに着目してございします。したがって、確認団体のシンボル・マークの表示をいたしましたようなワッペンやバッジを使用されることは今回の法案によりまして、全然これを規制をしておるというふうなことはございせん。もつともワッペンとしてつくられたものでありまして、これをへい等に掲示するということになりますと、ポスターとしての使用になるわけでありまして、これは政治活動用のポスターの枚数の範囲に入ってくるということになるわけ

でございます。

○多田省吾君 ですから、懸垂幕とか横断幕、旗、ワッペン、こつぱつたものにシンボル・マークをつけてもポスターの枚数の中に数えられるんですか。

○政府委員(中村啓一君) 多田委員からお話のございしますポスターには、ポスターに類するものは含まれない。そこで懸垂幕なり横断幕なりというふうなもの取り扱いについてどういふふうになるのかということでございます。懸垂幕なり横断幕ということにつきましては、これはいわゆる私どももポスターではないかと考えております。しかしながら、懸垂幕なり横断幕は現在公選法でいって存じます。したがって、実質的にその規制のワクの中にこれは入れていただく必要があるというふうに着目しておることであります。

○多田省吾君 ワッペンにシンボル・マークつけてもこれは看板の類にするわけですか。

○政府委員(中村啓一君) 先ほど申し上げたかと存じますが、ワッペンでありますとか、バッジ、これは通常衣服に着用して用いられるのであります。ポスターに当たらないかと考えております。したがって、これは幾らお使いになつても何ら今回提案しておるものにかかりはございません。

○多田省吾君 じゃ警察庁の刑事局長にお尋ねしたいのですが、いま選挙部長がそのような御答弁なさつたのですけれども、懸垂幕とか横断幕とか旗とか、こつぱつたものにシンボル・マークつけても立て札、看板の類の掲示として数が規制される、このように警察庁当局もお考えなんですか。

○政府委員(高松敬治君) 従来、私どもとしましては、懸垂幕、横断幕というものは立て札、看板の類であるということから、従来からそのようにやつてきております。

○多田省吾君 旗はどうですか。ワッペンは選挙部長は幾らつけても、無制限につけてもかまわないと言つておりますが、これは取り締まらないの

でしょうね。

○政府委員(高松敬治君) ワッペン、バッジにつきましては、この改正の立法の経過において、そういうふうに取り扱うということはこの条文ができたように記憶しております。

○多田省吾君 次に、今回の改正案の立案の前提として、世論調査を行なったかどうか、京都の場合でもたびたび自治大臣はおっしゃっていますけれども、京都市の実施している世論調査はまだ公表されていないように聞いておりますけれども、まだできていないのかどうか、この二点をお尋ねいたします。

○政府委員(中村啓一君) 京都市の選挙につきまして、特に市民の間から御意見を伺うというような意味での世論調査はやっておりません。

○多田省吾君 それから、今度も選挙制度審議会に一切かけなかったわけです。私たちが政治活動としての選挙運動の態様における公正の確保と自由の保障のための総合的調整のための具体案、こういうことであるならば、これは所管大臣としても内閣としても審議会の議を経ることは必ずしも必要ではあるまいと思っております。しかしながら、今回のように、いわば政治活動そのものに規制を加えようとするのでありますから、当然審議会にかけてその議を経るべきであると思っておりますが、これは大臣はかけなかったわけですが、これは私たちが非常に遺憾だと思っておりますが、なぜかけなかったのか、これを最後にお尋ねして、きょうは時間がありませんので明日にあと譲りたいと思っております。

○国務大臣(秋田大助君) 他の諸先生からもしばしばこの質問が出たのでございます。また衆議院でも出ましたが、われわれは、これは政党の政治活動の自由そのものを制限するものではなくて、その自由の原則の中における態様の問題である、こう考えましている関係方面にも相談をいたして、かけなくてもよろしい、こう考えましてかけなかった次第でございます。

○岩間正男君 端にお答えを願いたいと思うの

です。時間が制限されております、むろんあさってまたやるわけでありますが、第一にお聞きしたいのは、あなたは国民の立場に立つて改正案を提案したと先ほどから何回も繰り返していられる、ところが、国民は納得していない、大体なぜ公約である政治資金規正法や参議院定数——地方区の定数は正法を優先的にかけないのか。そして逆に、昨年改正したばかりのこの公職選挙法をかけるのか、だれも納得していませんよ、これはどうなんですか。

○国務大臣(秋田大助君) 参議院の定数は正の問題につきましては、これは第六次選挙制度審議会から御答申をいただいておりますその趣旨を尊重するという趣旨におきましては、いまも変わりはございませんが、しばしばお答えを申しておりますとおり、これが基礎になりました人口が、第六次においては四十年国調、今年四十五年十月一日の国調の概数結果、人口による各府県の順序に非常な変更がありましたので、これが従来の順に非常な変更があるのか、この点について検討をいたしておるところでございます。政治資金規正法につきましては、この必要を認めておりますけれども、過去三回提案したがどうしても廃案になる、そこでいろいろ考慮をいたしまして、いろいろ選挙制度の基本についてやはり検討すべきものがあるのではないか、その点を十分考慮しないままに同じ運命になりはしないかという点も考慮いたしまして、第七次選挙制度審議会の発足にあたりまして、基本的にはこの政策本位、政党本位、公正にして金のかからない選挙のあり方、これが政治のあり方を変えていく、この点もあわせ考えて政治資金規正法の改正を考えてみたい、こういうふうで、いませつかく検討をいたしておるわけでございます。

○岩間正男君 大体、第五次審議会が自由化の方向を答申して、昨年改正したわけですが、それをあなたたちどんなに言いくるめようとも、また制限の方向に向かっている。逆行なんです。これは明確な事実なんです。あとで具体的に立証しま

すよ。それなのに、第五次審議会のこれは精神に反するのですから、当然に審議会にかけるのはあたりまえです。ところが、それは全くあと回しになって、そうして当然公約のそういうものは出さない。これはだれも国民は納得しませんよ。三歳の童子といえどもわかることです。自民党に有利ならこれはやる。それから必要でないことに手を出して、そして不利な問題はたな上げにする。これは明らかに党利党略だと言われておりますが、まさにそのとおりじゃないですか。私はお聞きしたいんです。民主主義を守るためには、これは一党にとつて少々不利益なことがあっても、これは公正の原則というものは貫く、ここに立たなければ絶対民主主義は守ることはできないでしょう。そうでしょう。そう思うのですが、自治大臣、これはどうお考えですか。

○国務大臣(秋田大助君) その点についてはおっしゃるとおりでございます。

○岩間正男君 そうすると、あなたの答弁とこれは反してくるのですね。明らかに反してきます。これは自己矛盾です。とにかく、基本に関する問題で、選挙権の平等、それから選挙の公正、こういうことが失われたら、これは国民民主権と議会制民主主義というものは重大な危機におちいる、これも認めになりますか。

○国務大臣(秋田大助君) 理論としてまさにそうだろうと思えます。

○岩間正男君 とところが、全くこれに反していることをやられておるといふことは、これは事実が証明しておる。そうすると、全くあなたの答弁というものは、結局、これはことばの上でいろいろ言いくるめておつても、事実がはっきりあなたに答弁しておるのですよ。こういうことじゃありません。

が必要だ、こう思う。もう一べんあらためてふえんします。多田委員に対する答弁ははっきりして出さなければ、もう一べんただしておきます。出さなければ、出さないのですか。出さないなら出せない理由、これをはっきり言ってください。

○国務大臣(秋田大助君) 過去三回提案いたしました。そのつど廃案になりました。これについてはいろいろ見方もございまして、これについては、やはりそこにはそれだけの理由があったのだと、やはり選挙制度の基本に關し、政党の政治活動の基本等に関しまして十分検討を要するに諸点があるのではなからうか、それらを十分考えあわせないので、またいたずらに出しても、同じ運命をたどるのではなからうかというような点について深く省察を加えながら、ひとつこの問題を検討しているところでございます。したがって、この提出の時期は、いましばらくお待ちを願いたい、こう考えておる次第でございます。

○岩間正男君 腹の底を言ってください。出せないというより、出したくないのでしょうか。そう言えはつきりするのです。そうでしょう。ずばりそういうことでしょうか。大体、党内の内ゲバがあったでしょうが……三回目なんかどうです。最後はもう自民党が内ゲバを起こして、この法案通したらいへんことになるぞ、こういうすじみがあった、そうしてそれをえたりかしこしというのだから、そうしてそれをえたりかしこしというのだから、出さなかつたのでしょうか。これは天下周知の事実ですよ。こういうなれ合いで廃案にしたというのが、これはもうはつきりした事実ですよ。そんなことでは話になりませんよ。もう一度伺います。いいですか、いまのような答弁は全くつくりかためた答弁ですよ。

○国務大臣(秋田大助君) 表面いかに御批評があるうとも御自由でございませうけれども、要するに、いろいろ諸論が出たというゆえんのもの、やはり私がたまたま申し上げたような基本線についてやはり検討をいましばらくする必要がある、これを示しておるのではなからうかと考えて

せん。

○岩間正男君 ここで名前を一々上げればいいのでしようが、時間もありませんから個人名でずつとやっていきます。こういふかっこうで三千万、五十万、百万、中には一千万出ているのですが、これは国民の前に明らかになりますからね。いいですか。それから大昭和製紙、たとえ製紙会社、ヘドロのもう元凶、これはどうですか、どのくらい出ていますか調べておられますか。

○政府委員(中村啓一君) 大昭和製紙につきましては二口で四十四年中は四十三万円という報告でございます。

○岩間正男君 これなんかね、実際に詳細にあつてこれだけでやりたい時間がありませんから概略聞いておきます。

私鉄はどうですか。私鉄は運賃上げないといつて上げちゃつた。これはどうですか。

○政府委員(中村啓一君) 私鉄関係につきましては約三十五団体でありまして、いわゆる五大政党も中に入っておりますが、それ以外各種政治団体に対して、四十四年中千七百万円の寄付がなされておるようでございます。

○岩間正男君 これはまあとにかく捕捉したものの何分の一なのか、天網恢々粗にして漏らさずということだが、まことにこの網は捕捉しておりません。実際は底に重く沈んだものが何倍あるのか、何十倍あるか、この国民の疑惑は四年前のあの黒い霧の国会の中で出されたわけです。これが政治資金規正法を要求したはずだ。ですから絶対にこれは消えていらないのですよ。のど元過ぎれば熱さを忘れるということでは絶対許されたい。ところが私が言いたいのは、この金をもらっているのですから、たとえば私鉄から運賃上げてくれと言われたら断られますか。いま一千何百万の金をもらっている。スポンサーから金をもらっている。私鉄運賃の値上げは国民生活を破壊するからまかりならぬ、公共料金は絶対上げられないといつて断られますか、どうですか……。

○国務大臣(秋田大助君) 政策施策の決定と献金

とはこれは別問題でありまして、いろいろ御批判は自由であると思ひますけれども、政策の決定はその見地から正しく信念に基づいてされていようものところ考えています。

○岩間正男君 ただいまの御答弁は国民が批判するでしょう。

もう一つどうですか、いま三井とかそれから昭和電工とかそれから大昭和製紙、これあげたわけですか。こういふのが実際は公害を全部起こしている公害源です。発生源です。これはまぎれもないことだが、今度の国会ではつきりした。ところが、こういふところから金をもらっている。規制できませぬか、規制できませぬか。これも同じような御答弁だと思ひますが、念のため伺ひしておきます。

○国務大臣(秋田大助君) 誤解を生ずるといけませんので、今回公害基本法第一条の精神をはつきり述べまして、経済との調和を打ち切りまして、住民の健康、生命を守り、かつ快適な生活環境の保全にとめるという趣旨を明らかにし、公害に關する事業者の負担等につきましても、これを明定した次第でございます。

○岩間正男君 なぜその根を断ち切らないのです。われわれ共産党はこのような財閥、それから企業、大資本から金をもらうべきじゃない。なぜか。日本の政治を根本からこれは民主化し、ほんとうに国民の利益を守る、そういう政治にするために、そういうくされ縁を断ち切るべきだということ、これは四年前に明確にいたしました。そして政治献金というのは、必要ならこれは個人に限る。それもその額は四十万に限定をする。国会において調査機関、監視機関をつくる。そうして政党のほんとうに公明な政治資金を明確にするということを明らかにしたはずであります。この道をとる以外にないじゃないですか。金はどんなもんもらう。全くこれはたいへんでしょう。派閥があつて派閥がもたらう。今度は党がもたらう。それからいろいろな会費だ、なんだかんだで損金として落としていく、そういう抜け道が見える。そういうことで捕捉されてない。この捕捉されている

というものは、これは全く申しわけの一部分なんです。これは天下周知の事実だ。こういふ体制の中で、どうして一体国民の命を守る公害問題を解決できますか。できません。物価の問題どうですか。たとえば私鉄を例にあげまして、私鉄の運賃を上げてくれと言われたのに対して、これは断わることではあるだろうか。これは名前をあげればわかるけれども、これを一体議員の一人一人がほんとうにこれを断わることが出来るだろうか。だからあの有名な公害対策自民党の委員長のようなこととは出るのです。「光化学スモッグなどというものは架空のことだ、そんなことは言い過ぎだ、とんでもない話」。私はここではつきり、政治資金の問題というのは単なる選挙の問題じゃないのです。国民の生活と切り離しがたく結んでいる。まことに不可分の問題だ。この点を明確にしない限りは、この政治資金規正法に対するこの全く公約違反のやり方に対する国民の憤りはわからないのだということを、私は特に申ししておきたいと思ひます。

第二の問題、参議院の定数は正の問題は、昨日もこれは自治省の御出席をいたしたとき、佐藤総理にも私は一部を質問をいたしました。ですから、ここで多くを触れようとは思ひませんけれども、きのうの御答弁を聞いてみますと、こういうふうに言っておられます。速記をとってきかんとすかね。「まだ検討をして次の通常国会に出せば間に合いますので、検討をせよ」といふことは答えてあります。「こういうふうにしたのは答えて、あなたは、「ただいまかける意図はございません。」「ただいまと言つても、ただいまじゃわからない。国会が終わればどう変わるかわからない。国会が終わると、二十四日に第七次選挙制度審議会が発足をします、そういうことになるわけですが、ただいまはかける意図はありませぬ。しかし、臨時国会が終われば、情勢は変わりました、これでは話になりませぬ。ですから、

せつかく検討いたしておるところでございます。通常国会勢頭にあなは出さずにおつしやつたんです。これは速記録でございますから、もうくどくどこれは申し上げる必要はない。七月九日ですか、私がこれを質問したとき、あなたはそうおつしやつた。そうすると、そのつもりでせつかく検討準備中でございます。こういふことでございませぬか、私の中で、ただいまかける意図はございませんでなくて、かけない。そうして通常国会の勢頭に出すのだと、勢頭と言つても、それは私は三日や四日のことを言つておられるわけじゃないませぬけれども、とにかくこれはちゃんと間に合うように出すのだ、政府の責任、第六次審議会の答申の精神、趣旨を尊重して、そしてそういう方法であり得るのだからそうするのだ、こうおつしやつていただけませんか、いかがですか。

○国務大臣(秋田大助君) この点は、先ほども多田委員の御質問に答へましたとおり、いろいろの案が考えられます。何が第六次選挙制度審議会の御答申の本旨にかなうかという点に問題がございませぬ。基礎が非常に変わつてまいりましたので、単純に機械的な結論を下し得ないと思ひます。その点についていろいろ考へておるところでございます。まして、検討中でございます。

○岩間正男君 まあこれはきのうもやつたわけですが、それと、とにかくアンパランスの現状をおつかみになつていらつしやいますか。私は佐藤総理に質問した。佐藤総理は、相当なアンパランスでございませぬと言つた。相当どころじゃないのです。東京なんか二倍にもなつて、二十五年前のもう過剰になつて、大都市地区におきましては、過疎地帯、そういうところを持つていて、地方に比べると、もう五倍の得票で落選して、そういう事態が佐賀と東京の場合はある。私

はきのうも申し上げました。東京の人は五分の一でいいのですか。選挙をする権利、選挙権といひますか、これは五分の一でいいんでしょか。どうなんですか。

はきのうも申し上げました。東京の人は五分の一でいいのですか。選挙をする権利、選挙権といひますか、これは五分の一でいいんでしょか。どうなんですか。

ろい激発がございまして、これが趣旨の適用の実際の運用という点についていろいろと苦慮をいたしておる、こういうことを申し上げておるのでございまして、これらの事実を徴し、審議会の意思を尊重いたしておるのでございまして、これを便宜的な存在というふうな考えは毛頭持っておりません。

○岩間正男君 まあそうおっしゃらないと、ぐあい悪いですから、そうおっしゃっているんです、事実は何よりも事実、事実が証明するんですから、このまやかしじゃだめなんです。いいですか、とにかく自民党の党利党略に奉仕する機関、御用機関、そういうふうにしたくない人もあるだろうと思つて、しかし、そうされつつある、そうされている、これが先ほどから多田委員からも指摘されましたが、大きな問題になっている。何よりもこれは世論に聞けばいい。今度新しく第七次審議会の委員に選ばれた成蹊大学教授の久保田キヌさん、この人は、十二月五日の毎日新聞であります、こう言っている。「いくら答申しても、政府が聞くことを聞いてくれない。ああいう審議会にはいって無意味なんです。がね……」こう前置きして、こう言っています。

「選挙制度は民主主義を現実的にささえていくものなんです、現状は制度自体が民意を反映しない方向になつて、こういうことでは大きな政治不信を招く。落ちて行く先がどうなるか、私はこわい」こういうふうに率直に批判している。そしてまた「審議会自体のあり方に問題があるでしょうね。そこへかけてお茶をにごす」政府の政治的な逃げ場に使われている。民主的装いをこらすための飾り物に使われているだけですからね。名前どおり、選挙制度を全部洗って、政党の立場からはいやなことでも変えていかないと、政治はよくならない、これはたいへん私はほんとうに審議会に入られた所信、この所信は生かされなければならぬと私は思うのです。どうでしょう、この点どう考えますか。

○国務大臣(秋田大助君) 選挙制度審議会委員の

御意見は謙虚にこれを聞いてまいらなければならぬと考えております。

○岩間正男君 もしそうだとするならば、第五次審議会の答申、第六次審議会の答申はあくまで尊重して、その精神や趣旨をくみ取って政治資金規正法、参議院地方区定数は正法、こういうものは即刻国会にこれを出し、反対に審議会の意向をじゅうりんとする公職選挙法改正案は、直ちにこれを撤回すべきだと思つて、このような勇断をおやりになるお気持ちがございますか、いかがでしょう、大臣。

○国務大臣(秋田大助君) 遺憾ながら所見を異にいたしますことはまことに残念でございます。われわれといたしましては、公職選挙法の一部改正法律案、その他のもう一件、これをぜひとも御審議願いたいと思つております。

○岩間正男君 それじゃもうこれから本題に入つて法案に入ります。本法案を出すにあたってどんな手続を経たのですか。各方面の意見を聞いてということをおっしゃりますが、どの意見を一体聞いたのですか。

○国務大臣(秋田大助君) いろいろ各方面から御意見がありまして私の耳にも入りました。そこで実際問題といたしましては、事務当局をしてこれが改正の必要ありと考えましたので、関係方面の方々の御意見をよく伺つて、その大体の志向するところを待つて具体案をつくるように指示をし、事務当局におきましては、いろいろ御意見を伺つた上でこの案を作成した次第でございます。

○岩間正男君 先ほど中村選挙部長は、各党と御相談をしておられました、各方面というものは、大部分はこれでしよう、いかがでしょう。

○政府委員(中村啓一君) 今回の提案にあたりましては、先ほど大臣からお答えがありましたように、政治活動自由化の旗じるしのもとに現実の政治的なお立場に立つての必要な手直しがあればをしようということでございますので、主として……。

○岩間正男君 肝心なところを言ってください、

時間がない、制限されている。五時間ほしいのですが、三時間ぐらいでがまんしなければならぬだろうから……。

○政府委員(中村啓一君) 主として御相談の相手をおもに政治家のお立場での御相談相手にしたしまして立案の作業に携わつたところでございまして……。

○岩間正男君 それが大部分の各方面ということになるのですか。やはりこれが問題だと思つて……。

第二に、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、東京新聞などの有力新聞がほとんどこれに反対をいたしております。反対の意向を私とめてみました。第一には、昨年自由化の方向に改正したばかりなのにまた改正することは朝令暮改ではないか、これは国会の権威をまさに失墜するものではないか、こういう意見があります。第二には、半歩踏み出したばかりの未熟児である、そういうものはもつと長い目でこれを育てるために見守る必要があるんじゃないか。第三には、角をためて牛を殺すことにならないか。第四には、全く自由化の方向に逆行しているじゃないか。第五には、選挙は騒がしいのは運動が活発であればやむを得ない現象だ。第六には、自由化の制限はかえつて暗黒な抜け道を横行させる、そういう結果を醸成するのではないか。こういうふうなことは私は各新聞の論調を分析してみまして私なりにまとめてみたものです。この世論にこれはどうお答えになります。どうお考えです。

○国務大臣(秋田大助君) 御批判は御批判でございます。しかし、やはり実際を経験された関係者の御意見というものは、これは十分尊重しなければならぬと思つて……。

そこでいま未熟児のまま、この状態というよりな話もございましたが、その子供のすこやかな将来の肥立ちを考へまして、やはり経験のある産婆役の御意見を伺つて、こういうふうな処置をとつたようなつもりでございます。

○岩間正男君 黒い手の産婆役、たいへんな産婆役ですね。未熟児の、あんな手と足を縛つて、どうしてすこやかに育つことができるんですか。そういう議論というのは私はあまりにもひどいと思つた。というのは、新聞のこれは論調はたいしたことがない。しかし、あそこで聞いた、ここで話し合ったことは大切なんだ、こういうことですか。

○国務大臣(秋田大助君) 新聞の御意見ももちろんこれは謙虚に聞かなければなりません。しかしながら、過去のやはり経験による人の考え等もあんなばいいたしまして、私は趣旨におきましては、何べんも申し上げますが、私はこの自由の原則の基本は侵してならない、ただ態様につきまして行き過ぎを是正しておる点が問題であつて、その点について配慮をしておる、実際問題といたしまして、その点につきましては単なる恣意的な結論を早急に出したわけではなくて、いろいろ検討し御相談もして、こういうことでございます。

○岩間正男君 第五次審議会の全委員はどうか。これ調べられましたか。これは少なくとも第五次審議会の答申によつて、あれは昨年の六月改正したのですから、当然私はこの意見くらいは聞いて見なければいけないと思つて、聞いたのですか、出すについて……。

○国務大臣(秋田大助君) 先ほど申し上げましたとおり、自由の原則を侵すものではないという確信を持っておられますので、審議会委員の御意見は承らなかつたのでございます。

○岩間正男君 この確信がさつぱり、あんな的確信間違つていました。私たちがこれお聞きしたので、十氏が反対意見、賛成はわずか一人、これは名前あげることはないでしょうが、小島憲さん、それから土屋正三さん、大浜英子さん、千葉雄次郎さん、高田元三郎さん、取り締まり本位は好ましくない、自由化したばかりなのに法で規制すべきではない、法律の信用にかかわる自由化逆行は感心せん、こういうことになっていきますよ。意識調査の問題は先ほど出ました。ところが、こ

こ

「都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員」に、「適用する」を「準用する」。この場合において、当該機関新聞紙又は機関雑誌で引き続き発行されている期間が六月に満たないものについては、同条第二項中「通常の方法」とあるのは、「通常の方法（政談演説会の会場においてする場合に限る。）」と読み替えるものとするに改め、同条第二項中「氏名」の下に「その他政令で定める事項」を加え、同条を第二百一条の十四とする。

第二百一条の十二第一項中「衆議院議員、参議院議員、都道府県知事及び市長の選挙について」を削り、同条を第二百一条の十三とし、第二百一条の十一を第二百一条の十二とする。

第二百一条の十第二項中「この章を」を「本章」に、「市長」を「指定都市の議会の議員及び市の長」に改め、同条第三項中「都道府県知事及び市長の選挙については」を「都道府県の議会の議員、都道府県知事、指定都市の議会の議員及び市長の選挙については、」に改め、同条第四項中「この章を」を「本章」に、「市長」を「指定都市の議会の議員及び市の長」に、「選挙管理委員会」を「選挙管理委員会（指定都市の議会の議員の選挙については、市の選挙管理委員会）の行なう」に、「選挙区」を「選挙区（都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙にあつては、当該選挙の選挙区）」に改め、同条第五項中「住所」の下に、「本章の規定によるピラには、その表面に当該政党その他の政治団体の名称、選挙の種類及び本章の規定によるピラである旨を表示する記号」を加え、同条第七項中、本章の規定による「ポスター」を「本章の規定によるポスター」について、第七十八條の二（選挙期日後の文書図画の撤去）の規定は本章の規定によるポスターで所属候補者の選挙運動のために使用するもの」に改め、同条第八項中「市長」を「指定都市の議会の議員及び市長」に改め、同条第十一項中「掲示し、」を「掲示したもの」に改め、同条を第二百一条の十一とする。

第二百一条の九中「前四条」を「前五条」に改め、

同条を第二百一条の十とする。
第二百一条の八第一項中「（政党その他の政治団体の本部又は支部の事務所において掲示するものを除く。）」を削り、「（散布を除く。）」の下に「」について、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出たもの（二種類以内）を加え、同条を第二百一条の九とし、同条の前に次の一条を加える。
（都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙における政治活動の規制）

第二百一条の八 政党その他の政治団体は、その政治活動のうち、政談演説会及び街頭政談演説の開催、ポスターの掲示、立札及び看板の類の掲示及びピラの頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用については、都道府県の議会の議員又は指定都市の議会の議員の一般選挙の行なわれる区域においてその選挙の期日の告示の日から選挙の当日までの間に限り、これを行うことができる。ただし、選挙の行なわれる区域を通じて三人以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体が、次の各号に掲げる政治活動につき、その選挙の期日の告示の日から選挙の期日の前日までの間、当該各号の規定によりする場合は、この限りでない。

- 一 政談演説会の開催については、所属候補者の数の四倍に相当する回数
- 二 街頭政談演説の開催については、次号の規定により使用する自動車で停止しているものの上及びその周囲
- 三 政策の普及宣伝及び演説の告知のための自動車の使用については、政党その他の政治団体の本部及び支部を通じて一台、所属候補者の数が十人をこえる場合においては、そのこえる数が十人を増すごとに一台を一台に加えた台数
- 四 ポスターの掲示については、一選挙区ごと長さ八十五センチメートル、幅六十センチメートル以内のもの百枚以内、当該選挙区の所属候補者の数が一人をこえる場合にあつ

ては、そのこえる数が一人を増すごとに五十枚を百枚に加えた枚数以内
五 立札及び看板の類の掲示については
イ その開催する政談演説会の告知のために使用するもの（一の政談演説会ごとに、立札及び看板の類を通じて五以内）及びその会場で使用したもの
ロ 第三号の規定により使用する自動車に取り付けて使用するもの
六 ピラの頒布（散布を除く。）については、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出たもの二種類以内

2 第二百一条の五（総選挙における政治活動の規制）第二項の規定は前項第四号のポスター及び同項第六号のピラについて、同条第三項の規定は第一項ただし書の規定の適用を受けようとする政党その他の政治団体について、同条第五項の規定は第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第三項中「自治大臣」とあるのは、「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会」と読み替えるものとする。

3 前二項の規定は、都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙について準用する。この場合において、第一項中「選挙の行なわれる区域を通じて三人以上の所属候補者」とあるのは、「所属候補者」と読み替えるものとする。
第二百三十五條の二第一号中「の規定」を「第二百一十條の十四（政党その他の政治団体の機関紙誌）第一項において準用する場合を含む。」の規定に改め、同条第二号中「第二百一十條の十三（政党その他の政治団体の機関紙誌）」を「第二百一十條の十四」に改める。
第二百五十二條の三第一項中「第二百一十條の八」を「第二百一十條の八都道府県及び指定都市の議会の議員の選挙における政治活動の規制」第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第二百一十條の九に、「第二百一十條の十第二項」を「第二百

一条の十一第二項」に、「第二百一十條の十一」を「第二百一十條の十二」に、「又は第二百一十條の十二」を「若しくは第二百一十條の十三」に改め、「規定」の下に「又は第二百一十條の十四（政党その他の政治団体の機関紙誌）第二項において準用する第四百四十八條（新聞紙、雑誌の報道及び評論等の自由）第二項の規定」を加え、同条第二項中「第二百一十條の十」を「第二百一十條の十一」に、「又は第六項」を「若しくは同条第六項」に、「又は立札」を「立札」に、「掲示し」を「掲示し、又は第二百一十條の十一第五項の規定に違反してピラを頒布し」に改める。
第二百六十九條の見出し中「特定の市」を「指定都市」に改め、同条中「地方自治法第二百五十二條の十九第一項（指定都市）の市」を「指定都市」に改める。

附則
1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。
2 改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。
3 改正後の公職選挙法第二百一十條の十四第一項後段の規定は、同項の届出がされた機関新聞紙又は機関雑誌でこの法律の施行の日から当該選挙の期日の公示又は告示の日までの間引き続き発行されているものについては、その公示又は告示の日がこの法律の施行の日から六月を経過した日までの間にかかるときは、適用しない。

十二月十五日日本委員会に左の案件を付託された。（予備審査のための付託は十二月十一日）
一、地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
地方公共団体の議会の議員及び市長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（小字及び

は衆議院修正の部分)

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)

第一条 昭和四十六年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県並びに地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び特別区の選挙にあつては昭和四十六年四月十一日、指定都市以外の市及び町村の選挙にあつては同月二十五日とする。

2 前項の地方公共団体の議会の議員又は長に於いて、任期満了による選挙以外の選挙を行なうべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十六年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号の区分に応じ当該各号に掲げる日の前日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とする。

3 第一項の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長に於いて、選挙を行なうべき事由が生じた場合において、公職選挙法第三十三条第二項若しくは第三項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行なうべき期間が昭和四十六年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号の区分に応じ当該各号に掲げる日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行なう場合を除き、当該選挙の期日は、これらの規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

(告示の期日)

第二条 前条の規定により行なわれる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項及び第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号の区分に応じ当該各号に掲げる日に告示しなければならぬ。

- 一 都道府県知事の選挙
昭和四十六年三月十七日
- 二 指定都市の長の選挙
昭和四十六年三月二十二日
- 三 都道府県の議会の議員及び指定都市の議会の議員の選挙
昭和四十六年三月三十日
- 四 特別区の議会の議員の選挙
昭和四十六年四月一日
- 五 指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙
昭和四十六年四月十五日
- 六 町村の議会の議員及び長の選挙
昭和四十六年四月十八日

(同時選挙)

第三条 第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙及び都道府県知事の選挙又は市町村の議会の議員の選挙及び市町村長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百九十九条第一項の規定により同時に行なう。

2 第一条の規定により行なわれる指定都市又は特別区の選挙及び当該指定都市又は特別区の区域を包括する都道府県の選挙は、公職選挙法第百九十九条第二項の規定により同時に行なう。

(重複立候補の禁止)

第四条 第一条の規定により昭和四十六年四月十一日に行なわれる選挙において公職の候補者となつた者は、当該選挙が行なわれる区域の全部又は一部を含む区域について同条の規定により同月二十五日に行なわれる選挙における公職の候補者となることができない。

2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第二号(同法第四十六条の二第二項の規定により変更して適用することとされる場合を含む。)及び第

八十六条第九項の規定の適用については、同法第八十七条の規定により公職の候補者となることのできない者とみなす。

(後援団体に関する寄附等の禁止期間)

第五条 第一条第一項の規定により行なわれる選挙について、公職選挙法第百九十九条の五の規定を適用する場合には、同条の「一定期間」とは、同条第四項の規定にかかわらず、第一条第一項の規定によるそれぞれの選挙の期日前十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

(政令への委任)

第六条 第一条の規定により行なわれる選挙の手続その他その執行に関し、特に必要があるときは、政令で特別の定めをすることができる。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定により行なわれる選挙により選挙すべき地方公共団体の議会の議員の定数につき地方自治法第九十条第一項又は第九十一条第一項の規定を適用する場合における当該地方公共団体の人口の算定については、同法第二百五十四条の規定にかかわらず、都道府県、指定都市及び特別区にあつては、昭和四十五年十二月一日現在において官報で公示されている最近の国勢調査の結果による人口によるものとし、指定都市以外の市及び町村にあつては、昭和四十六年二月一日現在において昭和四十五年国勢調査の結果による人口が官報で公示されていない場合には、当該市町村の条例の定めるところにより、同日現在において官報で公示されている最近の国勢調査の結果による人口によることができる。この場合において、当該地方公共団体の区域の全部又は一部の地域の人口に関して最近に行なわれた他の指定統計調査の結果による人口が公表されているときは、これを用いるものとする。

3 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の議会の議員が第一条の規定により行なわれる都道府県の議会の議員の選挙における公職の候補者とならるため昭和四十六年三月三十日に退職した場合(公職選挙法第九十条の規定により当該市町村の議会の議員の職を辞したものとみなされた場合を含む。)においては、当該市町村の議会の議員としての在職期間の取扱いについては、その者は、政令で定めるところにより、当該退職に係る議員の任期満了の日(その日が当該都道府県の議会の議員の選挙の期日以後である場合に於ては、当該選挙の期日の前日)まで引き続き当該議員として在職した者とみなす。

昭和四十六年一月七日印刷

昭和四十六年一月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

M